

平成23年塩尻市議会12月定例会

経済建設委員会会議録

日 時 平成23年12月15日(木) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第4号 塩尻市榑川地区定住促進住宅条例の一部を改正する条例

議案第5号 塩尻インキュベーションプラザ条例の一部を改正する条例

議案第6号 塩尻市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例

議案第7号 塩尻市北小野地区若者定住促進住宅条例

議案第14号 平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳出4款衛生費中2項清掃費、5款労働費(1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く)、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費

議案第16号 平成23年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第18号 平成23年度塩尻市水道事業会計補正予算(第2号)

議案第19号 平成23年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第2号)

議案第20号 平成23年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)

陳情12月第3号 耐震診断・耐震改修に関する陳情

出席委員・議員

委員長	永井 泰仁 君	副委員長	西條 富雄 君
委員	横沢 英一 君	委員	青木 博文 君
委員	中村 努 君	委員	塩原 政治 君
委員	中原 輝明 君		
議長	永田 公由 君		

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

事務局次長 小松 俊夫 君 庶務係主事 若林 智彦 君

委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから12月定例会経済建設委員会を開会します。本日の委員会は、委員全員が出席をしております。審査に入る前に理事者からあいさつがあればお願いをします。

理事者あいさつ

副市長 おはようございます。一言お願いのごあいさつをさせていただきます。代表質問、一般質問をいただいた後、大変お忙しいところ委員会をお開きをいただいて大変ありがとうございます。本日、条例案件4件のほか、補正予算等を御審査をいただくことになっております。どうぞよろしく御審査をいただきたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

委員長 それでは、続きまして本日の日程を西條副委員長から申し上げます。

副委員長 それでは説明させていただきます。本日、委員会審査をしていただき、委員会終了後、榎川支所隣にあります改修予定の木曾漆器工房、塩尻駅西のサントリーワインインターナショナル株式会社塩尻ワイナリーの市内2カ所について視察を予定しております。なお、木曾漆器工房には作業着で行くことをお勧めします。また、防寒対策もしっかりしていただきたいと思います。出発時間につきましては、審議の進捗を見て出発時間を決めたいと思いますが、おおむね午後1時15分を予定しております。午後5時までに視察を終了し市役所へ到着後、午後5時45分からあさひ館において懇親会を開催します。午後5時40分までには会場にお集まりいただくよう、よろしくお願ひします。以上です。

委員長 それでは本日の日程、そのようなことでございますのでよろしくお願ひをいたします。ただいまから議案の審査を行います。なお、発言に際しては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行への御協力をお願いをします。この際申し上げます。審査に関係のない職員は、随時退席していただいても結構です。

議案第4号 塩尻市榎川地区定住促進住宅条例の一部を改正する条例

委員長 それでは、議案第4号塩尻市榎川地区定住促進住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

建築住宅課長 それでは説明をいたします。その前に、委員長、参考資料を配ってよろしいでしょうか。

委員長 はい。では事務局、お願ひいたします。

建築住宅課長 それでは議案第4号と関係資料13ページをごらんいただきたいと思います。塩尻市榎川地区定住促進住宅条例の一部を改正する条例でございます。まず、参考図面を見ていただきたいと思います。A4版の図面でございます。場所はですね、榎川支所を下ったところでございます。そこに、今回一応解体を予定している宮下団地があるわけでございます。その裏のページを見ていただきたいと思いますが、昭和30年代の建物でありまして、本当の長家方式で、風呂はなく共同風呂を使っていたというところでございます。村の時代から用途廃止を考えていたわけなんです、まだ定住、中に福祉的利用目的として利用していた住宅だったそうです。それで、平成22年度に出ただけのもので、もう古いということで用途廃止をしていきたいと。

提案理由、宮下団地1の老朽化に伴い、その用途を廃止するため、必要な改正をするものでございます。

概要につきましては、宮下団地1を廃止し、宮下団地2の名称を改めるものでございます。

新旧対照表はですね、次のページを見ていただきたいと思います。現行は、廃止する1、2がございまして中町、奈良井の中町団地がございまして、1がなくなることにより、宮下団地と中町団地が残るわけでございます。それで、議案集に戻っていただいて、宮下団地1、木曽平沢の2228番地89と72を、89をなくして、最終的には宮下団地一本というものでございます。

なお、この条例は平成24年1月1日から施行するものでございまして、これに基づきまして解体をし、目的は団地という使用目的になっていましたので、これを一般財産にしまして、地元の要望とかいろいろあるそうです。財政課のほうで用途の取り扱いを今後進めていくという段取りになる予定でございます。以上でございます。

委員長 質疑を行います。委員より御質問はありますか。

中原輝明委員 今の説明でよくわかったけどさ、これ解体して、何か後要望があるようだが、その要望は市は確認してるの。

委員長 答弁を求めます。

建築住宅課長 支所長のほうからちょっと聞いているんですが、平沢、この地区は駐車場がやっぱりない。路上駐車をして、狭隘道路のところへ、なおかつ路上駐車してるといようなことで、地元としては借りてですね、そこを駐車場にして路上駐車をなくすとか、また、ここは昔グラウンドだったらいいんですね。で、なんか運動会とかいろいろやってたらしいんですけど、それを整地をして県営住宅とかいろいろ個別に住宅を売って、漆器の職人がですね、全国から来てここに住んだといういきさつがあるようです。そんなこともあり、私のほうは何とも言えませんが、財政課のほうで処分できるものは処分していくんじゃないかと考えております。以上です。

中原輝明委員 それであと、その解体費用っていうのはどのくらいかかるの。

建築住宅課長 約、入札をまだしてないものですからわからないんですけど。

中原輝明委員 予定さ。

建築住宅課長 三百五、六十万。しっかり今、コンクリートとかそういうものが多いものですから、下水道にもしてないものですから、雑排槽とかいろいろございまして、ちょっとかかる予定です。

委員長 ほかにありますか。

議長 これ、もしね、地元で駐車場というような希望があった場合は、無償譲渡するわけ、それとも多少なりとも地区から出してもらってという考え。

建築住宅課長 やるのは総務部の財政課になるかと思いますが、普通でしたら評価額の6%の賃貸借というように、普通はそういうふうやっていくと思います。

中原輝明委員 それに関連してさ、関連するっていやこれと全然別だけでも、高出には雇用促進住宅かなんかあるわけづらい。その住宅の賃料はどのくらいして、今の5階建てで上り降りは大変だけでも、そこらのところの賃料格差っていうものは是正する気持ちはあるのか、あるいはこのまま続けるのか、この辺はどう。

建築住宅課長 高出の雇用促進住宅はですね、本年4月から市に移管になったということでございます。中原議員さん、御心配しているとおりでございますけど、確かに1階から5階まで4万3,600円という形の中で移管されてきているわけでございます。現在その賃料に対して入居者は高いとか、そういうことは別に苦情はございませんが、実は、あの住宅は平成4年に建ったという形の中でエレベータがないわけでございます。エレベ

ータをつけるとなると、ああいう構造でございますので、プライバシーを配慮した住宅でございますので、隣の家との行き来ができないんですね。1階2階の行き来はできるけど、隣同士の行き来ができないという構造になっておりますので、エレベータをつくるとしたら外へつけなきゃいけないと。だから建てるほどかかってしまうという形の中で、できた当時は非常に人気でございまして、若い者が非常に入ったわけでございます。その方々がずっと残っていて、60歳以上の方が15%くらい住んでおられるということでございますので、議員さんの御意見を参考にしながら、今後検討していく要件にはなっていくんじゃないかと考えております。

委員長 ほかには、よろしいでしょうか。ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第4号塩尻市榑川地区定住促進住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第4号塩尻市榑川地区定住促進住宅条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第5号 塩尻インキュベーションプラザ条例の一部を改正する条例

委員長 議案第5号塩尻インキュベーションプラザ条例の一部を改正する条例を議題とします。説明を求めます。

商工課長 それでは、議案第5号塩尻インキュベーションプラザ条例の一部を改正する条例、議案関係資料は15ページになります。それでは、条例の改正内容について説明させていただきます。

まず最初に、後ほど入居状況の説明をさせていただきたいものですから、資料をお配りさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員長 はい。では事務局、お願いします。

商工課長 それでは説明させていただきます。塩尻インキュベーションプラザ、通称SIPというふう呼んでおりますけれども、平成19年の1月から供用開始をしております、産学連携室という研修室と、それからインキュベーションオフィスという13室がありますけれども、そういった施設で構成されている施設でありまして、地域産業の高付加価値化やIT産業の振興を図るということで施設が設置されたものであります。平成19年1月のオープン以来ですね、インキュベーションオフィス13室は、創業間もない企業や新規事業展開するIT関係の入居者が入っていただきまして、平成20年のリーマンショックの時もありましたけれども、また経済動向も大変心配されましたけれど、おおむねこの間、率で言いますと98%近い入居率ということで、事業者の入れかえはありましたけれども、ほぼ満室状態で今日まで迎えているような状況であります。

条例の改正の中身に入りますけれども、SIPのオフィスの利用期間につきましては、現行条例では3年以内としまして、ただし指定管理者が特に必要と認める時は2年を超えない範囲で利用期間を更新できるということで、すなわち、延長5年間ということで利用期間を設定してございます。本来ならばですね、オフィスから撤去して所定の場所で事業展開をしていただくということになるわけでありまして、昨今の経済情勢、それからソフトウェア産業を取り巻く動向は大変厳しいような状況もあります。また、ここへ来ての欧州危機や円高など、

そういった状況もありますので、事業開始して間もない事業者で十分な事業面、資金面での体力がですね、乏しいということもありますので、ここでの改正としまして、指定管理者が特に必要と認める時は、市長の承認を受けて利用期間を延長するという形で利用期限制限を外し、利用期間の見直しをさせていただきたいという内容であります。

またですね、下の備考欄のほうの2の部分新たに付け加えたわけでありまして、この延長にかかわる利用料を1平方メートル当たり200円増加して、現在の1平方メートル当たり1,100円から1,300円とすることで、延長にかかわる期間についての応分の負担をしていただくという内容であります。この結果、月額負担金では、標準的なオフィスが約43平方メートルありますので、月4万7,300円のが5万5,900円ということで8,600円ですね、使用料の増加ということになります。

また、この条例改正は平成24年の1月1日から施行させていただければというふうに考えております。

それでは、お手元の資料をごらんいただきたいと思います。現在の入居状況について示したものであります。一番左のオフィスNo.というのがですね、それぞれの部屋の番号でありまして、その次の入居企業及び利用経緯というところがですね、最初に入った企業から現在までの出たり入ったりした企業さんの中身について書いてあります。それから、次のところが平成23年10月現在の入居企業の名前、現在の入居企業ということであります。それからその後に業種で、主な事業内容等をですね、記載させていただいております。

ここに13企業、記載させていただいておりますけれども、10月末にですね、退室した事業者が1事業者あります。ここで言いますと、111番ということになりますけれども、これは5年目を迎える企業であります。現在入居している企業が12事業者ありまして、平成19年1月開設以来、当初から入居している5事業者がですね、本年末12月で5年満期を迎えるということになります。現在の状況は、5事業者のうちですね、1月には退去する事業者があります。もしくはですね、年が変わって数カ月後に退去する予定の事業者が2事業者あります。それから、継続、引き続き継続を希望する事業者が2事業者あるということ。それから、退去先等を検討している事業者が1事業者あるということであります。退去する事業者は、市内に新たな事業用地をですね、求めて、今、用地を取得して建設の準備をしている退去する事業者もあります。継続希望の事業者についてはですね、景気動向等がありますので、そういった実情もありますが、大いに立地していただいて、市内に立地していただくことを希望するわけですが、市内から出て行ってしまえばですね、私どものほうとしても大変困る部分もありまして、市の、例えばアグリ研究会をですね、リードしている企業さんとか、あるいはですね、信州大学等の連携を進めているような企業さんもございますので、そういった企業さんにはぜひ残っていただいて市内起業振興のためにですね、引き続き御支援をいただければということもございます。そんな内容でですね、使用期間の延長の条例をお願いさせていただきたいということでございます。

なお、退去後のですね、してしまった企業さんの後についてもですね、数企業から今、引き合いがあるという状況で推移している状況であります。以上で説明を終わらせていただきます。

委員長 質疑を行います。委員より御質問はありますか。

横沢英一委員 インキュベーションプラザですね、13業者いるってことなんですが、最近こんなすごいことを大体ここでやったとか、開発されたとか、そういうようなことはこの中でありませうでしょうか。

委員長 答弁を求めます。

商工課長 なかなかですね、全体的にソフトウェア産業はですね、非常に今厳しい、特に組込み系の事業者については大変厳しい状況が続いております。ただ、そういう中でもですね、移動体通信系の今はやりのアンドロイドというですね、OSを使ったような部分の企業さん、あるいはですね、業務系の部分に進出しているソフト会社さん、その辺のジャンルの企業さんについてはですね、個々の企業の差はあるにしてもですね、活況を呈しているというような状況であります。これらの企業の中でですね、話題になるようなところはですね、市内の中では例えば、先ほど申しましたITアグリ研究会のようなものに取り組んでいただいているというようなところもありますし、また、過日、信濃毎日新聞の中ではですね、ここに書いてあるサイコムテクノロジーさんがですね、信濃毎日新聞の中で紹介されてですね、ここは移動体通信系の事業をやられているところでありますけれども、そういった部分の企業さんもあるという状況であります。

横沢英一委員 この改正案でいきますとですね、何年でもいいということになるわけでしょうか。それとですね、もう1点は、やはりこれからですね、起業家といいますか、企業を起こしたいということでこういうところでしっかりやりたいというような、そういう希望を持っている企業というか、そういうグループはどのくらい今のところあるか、そこら辺をちょっと聞かせてもらいたいと思います。

商工課長 最初のほうの質問につきましてはですね、現在は2カ年について延長を認めておるわけなんですけれども、条例改正後につきましては、毎年度ですね、審査をさせていただいて、本来のSIPの目的だとか産業振興という視点の中でですね、適切な審査をしながら入居期間を定めてまいりたいというふうに考えております。

それからですね、すべて入居企業につきましては、1社を除いてすべて法人化されている企業でありますので、市内の中にですね、全体とした創業を求めているそういった企業さんが幾つ入るかということとはですね、あるいはそういう方が何人おるかということについてはですね、ちょっと把握はしておりませんが、SIPができたことによりまして、今、塩尻市内にはソフトの関係、ソフトウェア関係の事業者が22事業者、ちょっと古い統計なんですけども、ございます。長野県下の中では五、六番目くらいの順位に入るかと思います。松本地域も含めると、この盆地全体がですね、非常にソフトウェア産業さんが集積してきているというような状況でありますので、期待の中身も含めてお話しさせていただければですね、スマートシティ関係のですね、そういった事業をこれから展開される中でICTの事業というのは、技術というのは大変核になる技術になりますので、そういった意味ではですね、引き続きこういった入居企業も含めてですね、そういった部分の振興を図っていければというふうには考えております。

横沢英一委員 ありがとうございます。やはり起業の人たちがですね、起こすところの起業の人たちが、希望する人たちがたくさんいることになればですね、やっぱりここら辺しっかりあれしていきませんと、のんびんだらりん、毎年チェックをするとは言っておってもですね、やっぱりそういう人たちが優先になってしまうというような形の中では、やっぱり起業をする人たちのそこら辺の把握もしながらですね、やっぱり審査の時にやっていくべきだと思います。そんなことで希望とさせていただきます。

委員長 要望でいいですか。

横沢英一委員 はい。

委員長 ほかにありませんか。

中原輝明委員 今の話だがさ、条例を改正する根本ってというのは、相手側から出たの、自分たちがみずからや

ったわけ、状況を見て判断して。その辺が一番重要だ。何かがあって、それについてこれを改正しなきゃいけないということになったのか。市長が認めるということは何にでもついてくるわ、どんな条例でも、市にはな。だ、それはどっちが先で、どっちが後からやったの。

商工課長 どっちが先かということにつきましてはですね、当初からこの1 2月をもって全体では5企業であったわけなんですけれども、期間満了になるということですね、当然承知をしている中でですね、私どもとしても企業等の実態を見ながらこれまでの企業の活動等を見て、この企業さんについては、もちろん市内に立地していただくことが最優先なんですけれども、例えばここから出て行ってしまうというようなことの中でですね、市の産業にとってマイナスの部分もありますので、残ってほしい企業も、言い方は悪いんですけども、あればですね、いたし方がないなというような企業もございましたので、そういう視点も持っておりますし、またですね、企業さんのほうでもですね、引き続きインキュベーションプラザの中で事業活動をしたいという希望を持っておった企業もございますので、その辺を含めて両者に意向もあるということで御理解いただければというふうに思っております。

中原輝明委員 そこでおれが言いたいのはさ、これ副市長、こういうことだよ。そういうような温かい気持ちのものは、市の全体の中でな、それぞれの部署でもそういうことをちゃんと見極めて、早め早めにやっていかないと、いいものもつぶれちゃうし、悪いものは伸びて、悪いものはつぶれりゃいいが、いいものも、もうちょっとの期間で云々ということもあると思うだ。これ、全般的にそういうことは見直す必要があると思う。見直すと言っちゃいけないが、職員もそういう意識改革をしてやってほしいな。何でも困ったような時は、自分たち、あの人たちはこの状況はこういう状況だ、もうちょっと延期してやってもいいじゃないかというような、そういう気働きさ。それは、副市長のあれじゃない、指導じゃないかな。

副市長 政策目的と言いますかですかね、このインキュベーションプラザにつきましては、新しい産業、しかも将来なかなか製造業が非常にさかんな地域でありながら、この製造業、ものづくりを一層高度化していくソフトウェアの産業というのも、これから人材も大事になりますし、企業も立地をしてもらったほうが、新しい産業の芽生えとしていいんじゃないかというふうなことの政策目的を持って、このS I Pをつくったわけでございますし、そういう意味では、まだ道半ばではありますけれども、まあまあ、先ほど商工課長がお答えしたとおりですね、そういう芽生えが少しずつ出てきているのかなというふうに思っております。今、議員御指摘いただいたとおりですね、ほかの施設につきましても、いろんな政策目的を持ってつくった施設もありますし、あるいは、そうではなくてですね、一般の市民の利便性を高めるための施設というところのいろんな目的がございますのでですね、そういう政策目的がきちりしたものについて、まだ少し余裕を持って条例の改正等をしていくことによってですね、政策目的が達成できるということであればですね、少し柔軟に対応せねばならんのかなというふうな気はしておりますので。

中村努委員 ちょっと総括的に、インキュベーションの入居者ですね、入居開始以来延べで何社入居されたのか。そのうち、市内で起業したところが何社、市外で何社、やめてしまったところが何社、その辺はわかりますか。

委員長 答弁を求めます。

商工課長 まずお手元にお配りした資料に書いてあるですね、企業がすべて入居し、また企業の名前が変わっ

ているところはですね、退去したということです。例えば1番の101ですと、最初ティー・アール・エフ・エンジニアリングさんが入居して、平成19年7月からはエム・ディー・アイが入居して今日まで来てるという形でございますので、20社前後の企業さんが、出たり入ったりも含めると、企業数としてあるということで御理解いただければというふうに思っています。

市内に立地されている企業につきましては、私どもが把握している部分につきましてはですね、今のところ1社ということで、先ほど最初に説明させていただいたように、今、用地の取得をされて工場の建設等の準備をしているというふうに聞いております。

中村努委員 市外は、市外で起業された。

商工課長 市外で新たに事業展開を進めたという企業の数ということでございますか。その辺は、市内ですね、立地された企業さん以外については、ちょっと把握を私どもでしてございませんので、申しわけございませんけども。

中村努委員 ちょっと追跡調査というか、ただ貸してるだけのように感じますね。きちんと目的があって、どういう成果があったかということはつかんでいかなきゃいけないと思いますよ。それが、次の入居者の時に、審査のいろんな条件になってくると思うので。今現在そういう結果がわかってないとすれば、なるべく早い時期に、ちょっと追跡調査をした資料というものを求めたいと思いますので、委員長、よろしく願いします。

経済事業部長 振興公社のほうは今SIPの運営をしております。そちらのほうで全部データがございますので、わかりやすく言いますと、101のところ言えば、ティー・アール・エフ・エンジニアリングはもうないいわけで、その後エム・ディー・アイが今入っているということですから、要はティー・アール・エフ・エンジニアリングがどうしたかということですね。そういうデータをみんな振興公社が全部つかんでおりますので、それをまたまとめてですね、きょうというのはちょっと無理かと思いますが、御提示できるかと思っておりますのでお願いいたします。

委員長 それでは、この件につきましては、後日資料をまとめていただきまして、それぞれの企業の動向、それからそれぞれ市内、市外ですね、行ってどのような形でされているか、まとまったものでまた資料で後日提出をいただきたいと思っております。ほかにありませんか。

青木博文委員 要望でございますが、やっぱりこういう経済情勢で厳しい時ではありますが、延長する際にはですね、企業にですね、企業と言いますか入所される方にですね、塩尻市内で起業をしていただくとか、あるいは雇用をふやしていただくようなですね、そういう要請をですね、絶対起業しなきゃいけないということは言えないかと思っておりますが、強く要望して、要請してもらいたいと思うんです。このままいて、家賃もそんなに高くありませんので研究だけしてですね、ほかの市へ行って起業するというようなことでなくて、塩尻にも土地もありますし、建物を建てりゃ建てるところもありますのでということですね、強ちに展開をしていただきたいと、そんなふうに要望いたしますので、よろしく願いします。

委員長 答弁はいいですね。ほかにありませんか。

副市長 実は、この昨年までですね、振興公社のほうで対応しておりましたので、ちょっと私のほうから簡単でございますけれど、総括的に概要だけお話し申し上げますので。当初入ってですね、平成19年の1月から入りまして、名前も変更したり、各種の変更でですね、実態が同じでも名前が変更しているのもございまして、今

ここにある企業が現実には入っているということでございます。この中でですね、いわゆる、例えば東京に本社がありまして、こちらで分室でいわゆる技術開発だけこちらの部分で持ってきてやるっていうのが幾つかありましてですね、そのものの中で、残念ながらその開発がうまくいかないで引き上げたというの中にはあります。したがって、どこかで、必ずしも立地を、新しい業を起す皆さんがこの中で最初からやっているということではなくて、いわゆる開発部門を持ってきて独立分社をさせてやったということもございますので、そんな位置づけでございます。

それから、この中で幾つか、一昨年、昨年と独立していきたいんだけど、適当な物件を探しているんだけど、なかなか適当な物件が見つからない。一つ、市なりあるいは当時の振興公社のほうでですね、次に行く場所をぜひ開発をするなりですね、あっせんをしてくれないかというお話が二、三ございました。私どももそれなりに動いたわけでございますけれども、なかなか昨今の情勢の中でですね、適当なところが見つからなくて、残念ながらここにいざるを得ないというような2社ばかりおります。したがって、独立の意思を持っていないがですね、そういう条件がなかなか確保できないということもございまして、その辺の御理解も賜りたいなと思っております。

それから、今、土地を確保、この大門のすぐ駅の近くに土地を確保しまして、新しい社屋を建ててそこで少しこの中でやっているものよりも大規模で、従業員を雇って、あるいは東京から技術者を連れてきてですね、事業展開を拡大してやりたいというのが1社ということでございますので。また後できちんと取りまとめて御報告は申し上げますが、概要はそんなところでございます。ぜひ御理解を賜りたいと思います。よろしくお願いたします。

委員長 ほかにありませんか。

塩原政治委員 これ、最初からもう3年以内と決めてるんですけど、基本的には、新しい会社を興してものをしていくに対して、3年という期間が実際本当にいいのかどうか、その辺から考えたほうがいいんじゃないかと思えます。ものをやるに、やっぱ3年という期間は短すぎるじゃないか。その辺をね、ぜひいろんな面で検討していただいたほうが良いような気がしますので、よろしくお願いたします。

委員長 答弁を求めます。

商工課長 県内に幾つかのこういったインキュベーション施設というところがございまして、それぞれのインキュベーション施設で、いわゆる期限というものを定めているところがありまして、おおむね5年くらいのところが多いのかなという感じですけども、あえてまた期限を定めてないところも幾つかはございますので、そういった趣旨の中で私ども、こういった対応を図っていただいて、できる限り起業家も進んでいけるような形にさせていただきます。

委員長 ほかにありませんか。よろしいですかね。

次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第5号塩尻インキュベーションプラザ条例の一部を改正する条例について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第5号塩尻インキュベーションプラザ条例の一部を改正する条例については、

全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第6号 塩尻市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例

委員長 議案第6号塩尻市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例を議題といたします。説明を求めます。

商工課長 議案第6号の塩尻市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例の説明をさせていただきます。議案関係資料は17ページになります。それでは、内容のほうの説明に入らせていただきます。昨今ですね、地域経済の置かれた状況については、議会の本会議の中でもですね、いろいろ御論議があったところでありますので改めて御説明はしませんけれども、非常にですね、地域経済厳しい状況が今後も予想されるという認識をしております。そういう中ですね、本市の基幹産業であります製造業等の産業、企業立地をですね、市内に残してですね、また新たに立地させていくということが、この地域にとって非常に重要なものだという事を考えておきまして、市民の働く場所の確保、あるいは市民が所得を得る場所をですね、何とか維持継続していきたいという考え方のもとに条例の制定を提案させていただくものであります。

具体的な条例の制定の中身について説明をさせていただきます。国におきまして、企業立地の促進等に関する地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律という、通称、企業立地促進法というふうに呼んでいる法律でありますけれども、これが国によって制定されまして、さまざまな支援措置を講じています。地域に産業集積をさせていこうという内容の法律であります。市としまして、この企業立地促進法の支援措置を活用しまして、塩尻市内に企業立地の集積促進を図るための条例を制定したいということであります。

具体的な条例の中身ですけれども、第1条の関係なんですけれども、企業立地促進法に基づきですね、一定の要件を満たす企業の設備投資にかかわる用地の取得、あるいは用地あるいは公共物そのものなんですけれども、その固定資産税の課税免除を行うものという内容であります。課税免除する場合の対象事業をですね、条例で定めさせていただいております。企業立地促進法の中にですね、同意集積区域という地域が指定されております。これは、塩尻市が計画して、国の同意を受けた基本計画。既にこの同意計画については国の同意を受けております。私も塩尻市と、それから筑南地域の基本計画という形で同意を受けておきまして、この計画地内を示すものでありまして、この計画地内の設備投資ということになります。塩尻市の場合は、塩尻市全域が基本的には対象になるということであります。

もう一つ、同意日、平成20年3月25日が同意日でございますけれども、その日の以降5年以内に承認企業立地計画というですね、県知事がこの計画について承認をした計画があります。その承認を受けた企業立地についてはですね、この対象になってくるということであります。具体的に県知事は、ではどんなものを承認するかと言いますと、事業者がですね、事業に供する工場、事業上の新增設、あるいは新增設でその立地計画が具体的であり確実であるというものについてですね、確実に設備投資がされるというものについて県知事が同意をいたします。それから、先ほど言いました、市が定めた同意基本計画で定めた指定業種の範囲であるということが条件になります。塩尻地域では、情報技術関連産業、それから高度部材産業、それから生活支援関連産業というですね、工業系の産業がこの対象の業種に入っております。

これをですね、こういった県知事の企業立地の、承認企業立地計画の承認を受けた内容のものでですね、企業

立地法第20条の省令がございまして、そこに掲げてある施設、これを対象施設というふうにこの条令の中では書いてございますけれども、それを設置する場合をその対象の固定資産税の課税免除の対象とします。具体的にはですね、家屋とそれから構築物を構成する減価償却資産。一般の機械等は入らなくて、構築物を構成する減価償却資産。それから、その家屋。具体的に言うと、工場の敷地で、取得してから1年以内に工場を建設するというもの。それから、投資額が2億円以上という条件がございまして。それから、2億円以上ですけど、農林漁業関連施設につきましては5,000万円以上という条件があります。

さらにですね、先ほど言いました指定業種の中でさらに業種を絞ってございまして、具体的には製造業、それから情報通信業、それから運輸業、それから卸売業ということですね、業種を絞ってございまして。そういったものが対象になってくるということです。ですので、一般の製造業の工場のような場合はですね、対象になるというふうに御理解をいただければ。ただし、投資額が2億円以上であるということ、それから、県知事の承認企業立地計画を受けているという内容になります。

こういった条件がある事業者の中で、さらにですね、固定資産税を課税免除するそのものの対象はですね、家屋構築物で直接その利用に供する部分。具体的に言いますと、工場の生産設備になる場所のみです。事務所だとか、そういう部分は対象外とします。それから、工場が建たっている土地そのもの、駐車場だとか緑地は対象にしません。工場の建っている敷地のその下の部分の土地そのものの部分をですね、固定資産税の課税免除の対象としますという内容が掲げられております。

それから、課税免除の期間につきましては、最初に課税した年から3年間という内容であります。この課税免除を受けたい場合はですね、申請書を提出していただいて手続きを取っていただくということになりまして、別途規則を定めまして、この手続きについてですね、申請書の様式等を定めてまいりたいという内容であります。

それから、第4条のところでは課税免除の取り消しについて具体的な事例を書かせていただいてあります。要件に該当しないことが明らかになったような場合等についてはですね、課税免除の取り消しをさせていただくということです。

それから、この条例は平成24年の1月1日から、賦課期日に合わせまして対応させていくという内容でありまして、先ほど申しましたように、市内に工場等を設置する企業の直接生産に要する工場もしくは土地にかかわるですね、部分の固定資産税を課税免除しますという内容の条例でございまして。

あと、附帯事項として説明させていただきますのは、長野県下の中で同様の条例を制定しているのは、長野県は不動産取得税について、それから同様の条例はですね、10市が固定資産税の減免についての条例が制定されております。町村等の中でも整備されているという状況であります。

それからもう一つですね、企業立地促進法で課税免除した場合に、この課税免除した固定資産税相当額の75%が交付税の措置がされるという企業立地促進法のほうの定めがございまして、その対応も見込めるという内容であります。

もう一つですね、この課税免除した場合に、私ども市では商工業振興事業補助金という補助金制度を持っておりますので、この課税免除をした部分についてはですね、補助金の対象としないということで、補助金要綱のほうの改正をですね、させていただきたいということで、例えば工業団地等の場合は、1年目は100%、2年目は80%、3年目は60%という固定資産税相当額の補助金をさせていただいておりますけれども、この課税免除

した部分については、もう補助金は交付しないということで考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

委員長 質疑を行います。委員より質問ありますか。

中原輝明委員 今、聞いて全然わかったような、わからないようなものだな。それで、今しゃべったそのポイントをさ、もう少し資料にして出してくれない。ここにいる職員だってわからんと思うよ、わかる者はだれもいないぜ。本当さ、今しゃべったこと、70とか80っていうのもよくわかるんだけどさ、ちょっとポイントだけ資料にして出してほしいな。

委員長 答弁を求めます。

商工課長 簡単な企業立地促進法の支援による御案内というパンフレットは用意させていただいておりますので、まずこれをちょっと参考にはさせていただきますけど、ちょっと今の内容というのは当然書いてありますけれども、まずはちょっと参考にしていただければと思っております。要は、塩尻市内で企業さんが新しい工場を建設する時にですね、投資額が2億円以上になっていけば、県知事の認可を受けて。

副市長 資料を配るようにして。

商工課長 もう一度繰り返し説明させていただきますけれども、市内の製造業の事業者としますと、その方がですね、市内に工場を設置するという時に、投資額が2億円、農業関係については5,000万円ということになりますけども、そういう計画をお持ちになっていて、それを企業立地計画ということで県知事のほうに申請をします。県知事がその計画を見てですね、これは確実に投資するなというものについては県知事がそれを承認します。その承認を受けたものについてですね、市としては、御本人から申請があればその設置した工場の固定資産税を課税免除しますということです。ただし、すべての設置した固定資産税について課税免除するものではなくてですね、工場そのものの事務所や何かを除いた部分、あるいはですね、建物の建たっている敷地そのもの、周りのいろんな一緒に買った土地全部ではなくてですね、建物の建たっている部分のみということですね、課税免除にさせていただくというのが、課税免除の内容であります。

そうした場合にはですね、別に市は工場立地に対して補助金を出しておりますので、その部分については補助金の交付の対象とはもうしませんという内容の要綱を、こことは別にですね、補助金交付要綱がございますので、それを規則のほうは直させていただきたいという内容であります。

課税免除はですね、最初に課税のあった年から3年間ということです。それともう一つは、そういった課税免除を市が行った場合についてはですね、交付税の措置が図られる見込みがあるということで、市の財源的な補てんがあるということでございます。

経済事業部長 このタイミングでこういうものを出したということはですね、こういうふうに該当する事前相談が実は市内に2件ございまして、近々にそういうものができるということがありまして、法の裏づけというのは国の法律もありましたし、そういうことであつたんですけども、そういうことがあつたのでこのタイミングでこれを出させていただいたと、そういうことでございます。

中原輝明委員 大体いっからはわかった。それで、そういう企業が、今皆さんの頭の中に今2社あると言ったが、ほかにもありそう。そういうものがあつたらさ、考えたらこのくらいありそうだと言やあさ、企業が来て、優良企業が来りゃ、よくなるね、塩尻は。だで、それを一生懸命やってほしいわな。

商工課長 現在、県知事ですね、先ほど部長から話がありました県知事の承認の企業立地計画を受けているのは2社、事業者がありまして、当市のほうも準備を進めるようにしております。今後についてはですね、現在のところですね、残念ながら私どものほうで2億円以上の投資をするという事業者の情報はずつかんではおりません。ただしですね、この制度そのものがあることによりまして、企業立地を促進するための一つの方策としてはですね、有効だろうというふうに考えております。例えば、現在ほとんどの市町村、ほとんどと言ってはいけませんけれども、例えば企業立地する場合、用地の30%くらいはですね、補助するというのが一般的になっています。あるいは、固定資産税も100%3年間減免するというようなのがですね、基本的には、行政としては企業立地促進のための体制になっておりますので、ほかの市町村の中では、そういう意味も含めてですね、市内の企業がまた逆に投資する時に、市外へ出てもらっちゃ困るものですから、そういうことも含めて今回、条例提案をさせていただいたということでございます。

塩原政治委員 これは結構なことだと思うんですけど、今ほかにも立地条件に対する補助金が市にあるけど、カットっていう話ですよ。それって、ダブったらいけないってことなんですか。

商工課長 課税免除、今ですね、企業立地の用地取得だとか工場設置事業補助金という補助制度がありまして、それは課税された固定資産税の、例えば初年度については100%、2年度についてはその固定資産税の80%ということで補助金を交付させていただいておりますけれども、課税免除しますので、基本的にその部分については課税が発生しませんので、その部分については補助金の対象からは外させていただきたいということで、ダブらせないという考え方で考えております。

塩原政治委員 発生しないことはわかるけども、最初に免除してるんだから。ただね、75%が国から来るとすれば、25%が本来の塩尻市の損失だよ。だけど、その分に相当する金額は、例えば減免して補助という形をとったほうが、企業としては来やすいんじゃないの。

商工課長 私どもの今の補助金要綱の中ではですね、固定資産税については、一たん固定資産税100万円なら100万円を納めていただいて、その中の80%相当分をですね、100万円納めてもらえば80万円の補助金を出すというやり方で支援をさせていただいております。ですので、企業にとってはですね、課税免除したほうがですね、企業さんにとっては有利な点があります。ただし、補助金をですね、重複させないというのは課税免除された部分のみでありますので、例えば1ヘクタールの土地のうちですね、5,000平方メートルが課税免除の対象になればですね、残りの5,000平方メートル分についてはですね、補助金要綱の対象にさせていただきたいというふうに考えております。

塩原政治委員 ちょっとよくわからないけど、要するに、課税されない部分に対しては補助してるってことだね。課税免除にならない部分。

商工課長 そうです。補助っていうか、この条例ができればですね、そういう方法で課税免除の対象外については補助の対象としていきたいというふうに考えております。

塩原政治委員 そうすると、さっき言った、例えば75%が免除の対象になっているということは、25%がなっていないことだよ。国からの補助金が来ないから。

商工課長 課税免除を例えば100万円すると、交付税で75万円が来ますよというのは、財源的にそういう国が企業立地促進法の絡みの中で対応していただくということでもありますので、財源的にはですね、本来100

万円入ってくるものが、相殺しますと、交付税の部分の75万円しか入って来ないわけですので、25万円は市が持ち出しになってしまうわけなんですけども。それはちょっと企業さんのほうとはまた別の部分での話かなというふうに思います。企業さんのほうは、100万円の税金が課税免除されればですね、その分は払わなくていいわけですので、補助金でもらうよりも、とんとんと言ったらおかしいですけども、有利な内容になるのかなというふうに思っております。

塩原政治委員 言わんとすることはわかってるんだけど、要するに、その25%分に相当する分は免除してやってもいいんじゃないかというだけの話なんだよ。だから、それもまた、これから起きてくる時にね、検討してもらえばと思うんだけど、それだけです。いいです。

委員長 答弁はいいですか。ほかにありませんか。

横沢英一委員 今の関連なんですけど、なかなかそういうふうに聞いていてもよくわからないんですが、大体わかるんですが、要はね、具体的に言うと、私は2社のうちの1社は多分あそこだと思うんですが、最近造成したところだと思うもんで、具体的に多分ね、恐らくシミュレーションされてると思うんですよね。大体どのくらいになるのか、ちょっとそこら辺がわかたら大体、具体的な数字を言ってもらうと何となくわかりやすいと思うんですが、どうでしょうか。

商工課長 それじゃ、ちょっとこれもまたごちゃごちゃした話になってしまうかもしれませんが、市街化区域の工業系の地域にですね、一般的には敷地が約4,000平方メートルくらい、それから工場が約2,000平方メートルくらい、大体50%の建ぺい率、建物が建った場合でありますけれども。そうしますと、大体投資額が4億円くらいに一般的になるという想定の中で計算をしますと、課税免除する額はですね、その敷地の部分とそれから工場の部分そのままとしますと、約268万円くらいの課税免除という形になります。これは、市街化区域の工業系地域でということになります。そういった形での課税免除の支援をしたいということでありまして。逆にですね、固定資産税のほうの補助金の対応をこの部分にさせていただきますと、約263万円くらいの補助金を交付するという形になります。ただし、これは課税免除は基本的に税収があるわけではありませんで、その差がですね、両者の差というわけではありませんで。大体今言いましたように、課税免除の額が4,000平方メートルの敷地で2,000平方メートルくらいの建物を建てるとですね、課税の金額で268万円くらいになりますということで、一つのモデルとして考えてください。

横沢英一委員 ありがとうございます。

中原輝明委員 今の国の交付金っていうのは、申請して、いつ入るの、大体、皆さん、交付金っていうけどさ、聞いたところはかっこいいわ。おれたちが聞く場合は、だで、交付金っていうもの、そういうものは早めに入れてもらわなきゃ何も価値はないじゃん。そうじゃん。それだで、交付金が入ったって、どこへ入ったかちっともわからなくなっちゃうじゃん。みんな聞いてるとさ、おれたちは交付金っていうあ、ううんなるほど調子はいいい言葉には聞こえるが、内容が実際に入っているか入らないか、1年も2年も先へ行ったじゃ、1年のどのいとに來るかって。早めに交付してもらわなきゃ、市でその分出費しているわけでしょう、一時立てかえを。じゃないの。違う。その交付金の75%のは、だれが補てんするの。

経済事業部長 今回は固定資産税の減免をするということですので、市はその分を負担すると言いますが、本来はもらうべき固定資産税をその部分についてはもらわないということでございますので、その部分は当然、市

の収入は減るわけですね。それについて、今回は国のほうで交付税で後々措置するということなものですから、交付金ではございません、申しわけないですが、交付金とか補助金というのはですね、ほとんどのものがその年度内に完結しますので、その年度の遅くとも最終日には交付金とか補助金というものはまいりますが、交付税は措置されるのが後年度になる場合が一般的でございますので、ちょっと財政ではないものですから、私。次の年度に基本的には措置されるということです。

中原輝明委員 そういうポイントっていうのはぴしゃっとしなきゃ。次の年度になるってことは、一般市町村なんてものは、財政事情からいって認められないよ、そういうことは。だで、そういうものはどこかで国でも何でも陳情かなんかしなきゃいけないじゃないか。それをしっかりやらなきゃ。

副市長 今ですね、地方交付税ございますね、国から来る。財政でいつも発表させていただいて御説明をさせていただいている。あれは、いわゆる基準財政需要額と基準財政収入額というのが、前年度の基準財政収入、いわゆる税収とその他のいろんな収入とですね、それから基本的に、例えば道路だとか建物だとかいろんな要件がありまして、その一般的な市にかかる支出額を算定をして、その差額を交付税で交付すると、こういうふうな話です。次の年度に交付すると、こういう話になっています。したがって、基準財政需要額にこの減収分を入れると、こういうことですから、ことしもしこの固定資産税の減免が発生をしますと、次の年度の交付税算定の時にですね、基準財政需要額に算入をされますから、その分は次の年度で交付される、普通交付税で交付されると、こういうことになります。算定がえとかいろんな話がありますものでですね、交付税の額そのものが、じゃあどういうふうな形でどこに反映されてるのって言われるとですね、細かい計算の中で全部反映をされているというふうに申し上げるしかありませんが、基本的には次の年度で交付される。こういうふうなことでございます。

中原輝明委員 副市長の説明はうんとわかったが、なんだか、やっぱり1年先行きやごまかされちゃうな。だで、それを、やっぱしわからないわ、おれ、実際。皆さんから言われりゃ、へえへえってやっている。そう思って納得しちゃう、おれたちは。だから、具体的に内容を見た時に、どれがどうだってことが細かい計算しなきゃ出ないって言うが、そこで副市長にもうおれたちはごまかされたようなものだ、わからないだもの。それを、いけないことは、地方でもどこへでも陳情でも何でもしてさ、国会議員でも何でもいいわ、そういうとこ直すべきものは直さなきゃいけない。今まではそうだったがということじゃなくて、おれの言いたいのは、それを言いたいだ。

副市長 交付税の制度そのものはですね、交付税、いわゆる法律によりましてですね、そういうふうに規定をされておりますので。一般的に交付税について増額要求は毎年毎年させていただいていますし、基準財政需要額に、こういうものについては算入するべきだと、つまり国税の、いわゆる国税三税の32%は本来なら地方が取るべき話ですが、それを一たん国に納めて、地方格差がありますからそれを国が交付するというのが、交付税制度でありますから、それはきちんと維持してくださいよと。したがって、毎年毎年ですね、今のところは、一定の額増額と言いますか、一定の額で交付されているというのが現状でございます。

中原輝明委員 これじゃ、説明をよく聞いて理解を深めたということだが、やっぱしこれを大改革するには大阪の維新の会かな。あれがちょっとばかり、これはちょっと要望としてさ、ああいう人たちが出てこなきゃ、もう直らないわ、これは。今の官僚はみんなしきたりつきりで。それだけ要望しておきます。

委員長 要望でいいですね。ほかに。

中村努委員 この対象になるのは、新規の企業立地に限るということでいいのか、例えば同一敷地内に工場なんかを建て直してそれに要件に当てはまる場合とか、あるいは、市内でそういう移動したようなケース、そういうのも対象になるのでしょうか。

商工課長 投資額が決まっておりますので、2億円以上の新規の投資額そして立地ということで、それが結果として増設になるかどうかということは別としまして、要するに隣に工場を建てる等々の話ではなくてですね、新たに投資したものが県知事の認定を受ける2億円以上の投資になるということ。土地を買って、そこに建てる工場そのものの投資額がですね、その金額になっていければいいということでございますので。それと、市内の企業移転もあればですね、東京なり大阪なりの県外から立地していただくものについてもですね、当然この対象になってきます。

経済事業部長 要はですね、増設であっても、この要件でいくと、土地を買って建物を建ててそれが2億円になればいいということに解釈していいかと思えます。当然、新設であれば、外から来るものについても、中での移動でもいいですよ、そういう形でございます。

中村努委員 新規購入ではなくて、単なる建てかえの場合は。

委員長 答弁を求めます。

商工課長 ちょっと今、はっきりしたことはですね、現地建てかえっていうのは想定してないものですから。多分、投資額が満たされていれば大丈夫だと思います。ちょっとその部分については確認をさせていただきたいと思しますので、お願いします。

議長 こうやってせっかくこういう条例をつくって、課税免除で3年間ということなんだけど、要は、市内に受け皿が今ほとんどないと思うだよね。いわゆる、玄関先へ来て、ごめんくださいって来ても、上がってもらってお座敷ができてないから、なかなかこういう条例をつくっても、今言ったように2件くらい。本来なら、ある程度工業団地が空きがあってならいいんだけど、その辺についてはあれですか、当初予算でもって新産業団地の調査委託というようなことでもって300万円ほど盛ってるけども、その辺はどんな進捗状況ですか。

経済事業部長 その辺につきましては大きな課題でございまして、今年度当初に予算を少し盛ってございます。用地の選定等を具体的にしていく中である程度絞り込みをしてですね、その部分について調査研究等の基礎的なものをですね、ちょっとやっていこうかなということで、来年度予算にはですね、少しほかの部分の調査費も盛り込んでですね、具体的に今度動かしていかないと受け入れ先がございませんので、その辺は重々承知しております。ただ、塩尻はですね、土地利用の面が非常に規制が多くて難しいということがございまして、ということが一つ、それから、松本が臨空のところで20ヘクタールやっております。そこが坪で売り出しで10万円くらいになるんですが、さらにそれに補助金を出すというような形の中で、塩尻の平らな部分でですね、造成をかけて市街化の隣接になりますと、その値段がなかなか確保できないという、そういう非常に根源的なですね、問題もございまして、そこで今ちょっと時間はかかっておりますけども、きちんと来年度予算には前向きな形での予算要求はしておりますので御理解をいただきたい。

委員長 ほかにありますか。よろしいですかね。

次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第6号塩尻市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例につい

ては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第6号塩尻市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

この際申し上げます。10分間の休憩を取ります。

午前11時06分 休憩

午前11時14分 再開

委員長 休憩を解いて、委員会を再開をいたします。

議案第7号 塩尻市北小野地区若者定住促進住宅条例

委員長 議案第7号塩尻市北小野地区若者定住促進住宅条例を議題といたします。説明を求めます。

建築住宅課長 それでは議案第7号と関係資料18ページをごらんください。では、関係資料18ページをお願いしたいと思います。北小野定住促進住宅でございますが、地域の皆様方の安全祈願祭とおかげをもちまして、今現在順調に進んでおります。約60%できてまして、中の造作に入っているところでございます。

それでは提案理由を申し上げます。北小野地区における若者の定住人口の増大及び地域の活性を図るため、塩尻市北小野地区若者定住促進住宅を設置することに伴い、新たな条例を制定するものです。実は、榑川地区定住促進住宅っていうのがございまして、それを改正すればいいわけなんです、特に若者っていうのが地元の要望でございまして、若者を入れてほしいということで新たにこの条例をつくったものでございます。

概要につきましては、管理について必要な事項を定めるものでございます。

ちょっと参考の欄を見ていただきたいと思います。位置は、2885番地の4、面積が2,243.37平方メートル、木造2階建て、12戸、2LDK、68.62平方メートルでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。時間が押し迫っておりますので、要点だけでよろしいですか、委員長。

委員長 はい。

建築住宅課長 じゃあ、そんなことでお願いします。趣旨等は先ほど説明したものでございます。入居の資格、第6条を見ていただきたいと思います。若者定住促進住宅に入居できる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。(1)入居を決定した時は、おおむね40歳以下のもので構成する世帯の者であること。おおむねというのは45歳を上限と一応定めているということでございます。配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む)と。婚姻証明書等があればいいということでございます。現に同居し、又は同居しようとする家族があること。若者定住促進住宅の家賃の2倍以上の所得を有する。この2倍というのが、年間の所得で計算するものですから、おおむね180万円ぐらいの収入があれば入れるということになります。現に市内に居住し、(5)です、又は居住しようとする者で、みずから居住するために住宅を必要としていることが明らかな者。6で、当然、市税を滞納していないということでございます。第7に行きまして、これはみんな同じような暴力団関係のことでございます。

第7条の入居の期間でございます。若者定住促進住宅に入居できる期間は、入居後5年以内とする。ただし、市長が特に必要と認める時は、期間を定め延長することができる。通常3年とかですね、そうなっているわけなんです。特にここは小中一貫校ということでございますので、卒業するに9年くらいかかるわけでございます。ただ、大体5年をめどに一応、じゃあ、ここに5年住んでいたから、こんないい北小野のところに、ほかへ出て定住をしていただけませんかという目安ということで、一応5年を目安に。ただ、小学校や中学校に通ってますと、出てくださいというわけにはいきませんので、市長が認める事項で一応中学を卒業するまでの期間、その間に同地区へ定住をしてもらうということが主な趣旨でございます。

それからですね、あとの内容については第9条、10条、11条、これはみんな雇用促進住宅と櫛川の定住促進住宅のことを、若者と変えただけでございますのでよろしく申し上げます。

第14条、家賃の決定及び変更でございます。若者定住促進住宅の家賃は、月額2万8,000円とする。月額2万8,000円。一応櫛川の定住促進住宅が3万円でございます。これは駐車場つきの3万円、2台駐車場がついて3万円です。その関係によりまして、じゃあ、近傍類似を標準にするわけでございますが、近傍類似というのは、辰野は町営住宅でございますし、これと似通ったものは北小野にはないという形の中で、櫛川と北小野はどう違うかという、それはそんなにおおむね違いはないという形の中で、2万8,000円で駐車場が後から、後に出てきますが、2台で1,000円、1,000円の3万円になるという形の中でおおむね3万円になる。その中で、月額家賃は2万8,000円。まあ櫛川と同額という形でございます。

次、15条、16条は同じでございます。17条の敷金でございます。これは、みんな3カ月分ということで、みんな同じでございますので、3カ月分の敷金を徴収していくということでございます。

それからですね、あとは、22条、27条でございます。28条にいつて明け渡しの請求でございますが、偽りとかそういうことで入居した時には退居すると。家賃を3カ月以上滞納した時、故意によって壊した時、15日以上使用しない時。特に、あとから暴力団が入ったとかそういうことであれば当然でございますが、退居するということが書いてございます。その最後の3のほうにですね、当該請求を受けた入居者から、請求の日の翌日から若者定住促進住宅を明け渡した日までの家賃相当額の2倍を損害賠償金として徴収することができるということでございます。

第3章で駐車場でございます。駐車場はですね、自前というか市で持っている駐車場と、それから賃貸借して駐車場を用意してございます。ですから、12戸入って、各1戸に2台ずつは駐車場は確保できるという形となっております。次のページをごらんいただきたいと思っております。駐車場の使用料は、1台につき月額1,000円ということで、一家2台であれば2,000円ということで、合わせて3万円ということになります。

あとは、ほかの条例等と同じでございますのでよろしくお願ひいたします。この住宅につきましては、2月の末に完成する予定でございます。この条例を決めていただければ、地元は当然のことながら、入居の案内文を広報、ホームページ、また必要なところへ情報を提供することにいたしまして、3月末から4月1日には入居をしていただけるということになる段取りで現在進めておりますので、よろしくお願ひします。以上でございます。

委員長 私、先ほど読み違いをいたしまして、若者のところを、じゃくしゃ、と申し上げましたが、若者ということで訂正をさせていただきます。

それでは質疑を行います。委員より御質問ありますか。

塩原政治委員 ちょっとわからないところがあるものでお聞きしたいですけど、13条の2、市長が云々ってところでね、希望する者が暴力団員である時は承認してはならないと、これはわかるんですけど、てことは、基本的には入居者が暴力団でなくて、その同居者が暴力団であった時は認めるってことですか。

建築住宅課長 いずれにしても暴力団員がそこにいるということは、入居は認めないということになります。ただ、うちとしては、暴力団員であるかどうかというが、疑わしきは、警察と協定を結んでおりますので、一応照会をかけます。で、ないというふうになれば、入居になると、その人が違うという場合。途中から入ってきたってことになる、情報を得る中でまた照会して、その人が暴力団員だったらその人は出てもらう。一緒に出るなら一緒に出てもらうし、残るなら残る。子供がいたりすればいろんな問題がございますので、そういう段取りを踏んでおります。

塩原政治委員 ただね、これ13条の1と2を読んで、要するに、入居者が亡くなって、同居者があれる時でしょう。そうすると、入居者が生きてる間、要するに、間は、暴力団であっていいという解釈に取れるわけだね。基本的には、これはもう全部あれでしょう、排除しているわけなんでしょう。

建築住宅課長 はい。

塩原政治委員 どうしてこういう1文が入ったのか、ちょっと疑問だけど、この辺ちょっと検討したほうがいいんじゃないの。

〔「12条の2に書いてある」の声あり〕

塩原政治委員 12条はいいけど、12条はね。

議長 6条で書いてある。入居の資格っていうところでさ、7項に。だから、もう入居する資格はないということなんですよ。

塩原政治委員 でしょう。入居者が違ってても、そういう人がいる限りは、同居する人には、もう認めないわけでしょう、もともと。それをなんで、またここで改めて書いているかって。ないほうがスムーズじゃないかなって思います。

委員長 答弁を求めます。

建築住宅課長 ちょっと、全部これの条例、そういうふうになってますので、ちょっと庶務課と相談しておかないと、ここでまた変えたっていうと。後々答えさせていただきたいと思いますので。

委員長 じゃあ、今の塩原委員から指摘のあった点につきましてはですね、また例規等の中でしっかり検討をさせていただきまして、なんか重複している感もあったり、かえって紛らわしい感もございまして、その辺のところをしっかりと調整をしてほしいと思います。ほかにありますか。

青木博文委員 ちょっと1つだけ質問したいんですが、若者の住宅ですが、設備のほうはどんな内容なんですか。

建築住宅課長 設備の関係はですね、地元が補助残の半分を出していただいております。住宅に関しては、IH、それから床暖、それから屋根にはソーラーがついてまして、このソーラーは室内にはちょっと無理なんですけど、外灯等はつくようになっております。ですから、定住促進の規模、その間取りから言えば今のところですね、今まであった以上に快適に過ごせる住宅じゃないかと考えております。

青木博文委員 確かにそれだけの設備でですね、家賃はそんなに高くないと私は思うんですが、ただしですね、

5年という期限がありますので、延長もできるわけでございます。そういうことをちょっと考えますと、私も昔、県とかああいうところの官舎というものがあまして、家賃も安いわけでございます。そして、ある程度期間が来ると出なきゃいけないわけでございますが、その場合にですね、やはりこの近辺で土地がほしいという場合に宅地がないとですね、やっぱり市内へ行ってしまおうというケースもございますし、5年が延びてですね、家賃が安くてこれはいいから10年ぐらいいるっていうのと、いろいろタイプがありますので、私がお願いするのはですね、ある程度宅地もですね、将来的には造成するような形をとっていかなくちゃいけないんじゃないかと思うんです。その点どうでしょうか。

建築住宅課長 ちょっとここに横沢委員さんがいますのであれなんですけど、地元としては非常に熱意が非常に高い。御柱とかですね、いろんな行事があって、そういう行事にも参加していただき、北小野のよさをわかっってもらいたいという非常に熱意がございます。今まで建てる中でいろんな話をしてきた中で、土地についてもですね、地元が協力するというか、こういう土地が空いているからどうだとか、どうですかということで。あそこには財産区それから振興会というすばらしい組織がございます。また、定住促進住宅委員会というものをつくっていただいておりますので、そういうことも含む中でまた検討をしていく等々。また、上野原という市営住宅もございますので、これも長期計画の中では、古い住宅でございますので、いずれは先ほどの槽川のようにですね、解体しなくちゃいけないと、住む人がいなくなったらしなくちゃいけないということになってきます。そういう土地も空いてくるということも一応ありますので、地元と相談する中でですね、また議会とも相談する中で、定住できるところを当然つくってやらなくちゃいけないと考えておりますので、よろしく申し上げます。

中原輝明委員 そうすると、募集をかけても大盛況という想定のもとに、今、発言しているわけづらい。これ本当に、確かに12だかあるんだけど、本当に入居者が競争率が高いほどになれば結構だが、皆さんの予測としては、もう倍も3倍もなるような予定でいるの。その辺どう。つくってもいいが、何も効果がななくちゃ困るもんで、そういうぐあいにうんとアピールしてもらおうか、どうでも入ってもらわなくちゃいけないわな、嫌でも。そのくらいやってかなきゃ。困るだよ、実際は。そのまま空けちまえばこれだけの莫大な金かけてさ。その逆なら結構だが、その見通しというか皆さんの考え方はどうなの、地域から見ると。

建築住宅課長 地区としてもですね、もうパンフレットをつくって辰野町のほうにも話をしていますし、とにかく地元のね、お子さんが大門のほうへ出てっちゃう状態でございますので、地区に住んでもらうのが一番でございます。まず地元を固めていただく。その中で、あと残りにつきましたはですね、今ここでもう20倍だ30倍って言えればいいんですけど、まだそんな段階ではございませんので。いずれにしても、この住宅についてはですね、パンフをつくったりですね、いろんな機関がございます。東京塩尻会とか名古屋塩尻会とか、また東京事務所っていうのもございますし、県のほうのホームページにアップもできるものですから、そういうものもすべて地元をまず確定した中で、北小野の魅力を知ってもらおう人たちに来てもらおうように最大の努力をしていくという考えでございますので、よろしく申し上げます。

中村努委員 この年齢条件ですけど、これは世帯全員がそのおおむねの範囲内に収まってなくちゃいけないのか、世帯主だけでいいのか。

建築住宅課長 要は、奥さんか旦那さんが。晩婚になってますので。例えば加藤茶みたいなこともございますので。奥さんが23歳で子供をつくる気があるとなれば、もうこれは当然条件に当てはまるものでございますの

で。極端な話をしたんですけど、どちらかが入れば、それから将来子供さんができるような年齢で、見込まれる者という、難しい面はございますけど、両方が40歳ということじゃありません。

中村努委員 一回入りますと、やっぱりいろんな変化が起きてきて、途中で親を引き取らなきゃいけないようなことだとか、そういうことはよく起きてくると思うんですが、その辺は柔軟に対応するってことでいいですか。

建築住宅課長 当然のことながら、別居してはいるんですね、親がどうしても面倒見なきゃいけないということになりましたら、当然入っていいということになります。そんな柔軟な対応はしていこうと思っております。

中村努委員 今のね、市営住宅の中でもいろいろなことがあって、本来出て行ってもらわなきゃいけない人もなかなか、いよいよ出て行ってもらう段になると非常に難しいと思いますのでね、その辺のことは入る時にきちんと説明していただいて、後々トラブルにならないようにお願いします。要望でいいです。

委員長 ほかにありますか。

議長 まずね、入居の手続きの関係で第11条の第1項に連帯保証人の関係がありますが、今、市営住宅へ入られていて家賃を滞納されている方が何人かいるんですけど、連帯保証人がその保証人としての責務を果たしていない状況なんですよ。聞いてみると、保証人に請求したこともないというような状況ですが、これ当然家賃の滞納というのは考えられるものですから、この連帯保証人についてはやはりきちんとして、家賃を滞納した時は請求できるというような、そういった1項目、きちんとしたものをつけて契約書をつくっているのか、それともただ単に連帯保証人の名前のところへだれでもいいから書いてくれというようなものであるのか、その辺についてはどうですか。

委員長 答弁を求めます。

住宅係長 よろしく申し上げます。先ほど、今のお答えにつきまして、契約当初に、市営住宅の場合、請け書というものを提出いただいております。連帯保証人承諾書というのをおあわせて御提出いただく中で、家賃等未払いのものがあれば保証していただくような項目を設けたものをいただいております。

議長 それも実効性のあるものにしていかないとね。今でもそうなんだけど、連帯保証人に結局請求しても払ってもらえない、本人も払わない。だけど、ずるずる住んでるというような状況っていうのは現実あるものでね。その辺のところは、せっかくこういう形で若者という一つの定義づけをした中でやるんだから、やはりそういった事例が起こらないような体制をきちんと取ってもらおう。これは要望でいいです。

それからもう1点、第22条の中でね、入居者の保管義務等ということで書かれていて、入居者は周辺の環境を乱し云々と書いてあるんだけど、市営住宅の中では、もうそれこそごみ屋敷と言われるような住宅が何軒か見られるんですけど、そういった方たちに対して片づけてくださいとおとなしく言っても、なかなか片づけないというような場合ね、やはり特記事項でもいいから、ごみ屋敷という書き方はできないと思いますけど、そういった場合の片づけさせる義務なりね、市が強制的にそういったものを撤去できるような条項というのは設けていったほうがいいと思うんだけど。これから市営住宅、公営住宅へ入られる方のためにもいいと思うけれども、その辺についての策は何か考えておられますか。

建築住宅課長 この北小野の定住促進住宅は常会というか、その区長がですね、区民と一体となっている行事に参加してもらいたいとか、いろんな熱意を持っております。当然のことながら、一つの常会の中に入ると思います。ですから、そういう中で生活していくものですから、当然規則もつくってありますので、規則の中

で細かくうたっておりますし、特にこれは市営住宅で公営住宅じゃないものですから、定住促進という別法の住宅でございますので、要はお国に守られている、市営住宅みたいに公営住宅法で守られているからという、そういう気持ちと、これはもう当然、滞納したり、そういう人様に迷惑をかける行為をしたら当然もう、即、明け渡し請求を出せるということでございますので、別でございますし、そういう新しい住宅でございますので、今、議長さんが言ったとおりですね、厳格にやっていきたいと考えております。

議長 今、課長の言われたことはよくわかるんですけど、契約というか入居される方というのは、市がやった場合は、やはり公営住宅と同じような考え方で契約される方が多いと思うもので、その辺については、今言ったことをきちんと行って理解を得た上で入居してもらおうというような方法を取っていただくように。これは要望で結構です。

中原輝明委員 それだで、入居だか手続きに来た時に、この条例の一部を渡している。こういうぐあいに市はなっているよということを、その人たちに渡している。

建築住宅課長 誓約書も書きますし、渡しております。

中原輝明委員 この条例を。

建築住宅課長 抜粋したものがありますので。

中原輝明委員 抜粋したものを。

建築住宅課長 はい。

中原輝明委員 それだけしておきゃ、間違いないわ。執行するには一番楽だわ。それで、執行するかしないかは、皆さんだからさ。それで、えらい問題になってるんでしょう。まあ、よろしく。

委員長 ほかには、よろしいですか。

ないようですので、議案に対する討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第7号塩尻市北小野地区若者定住促進住宅条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第7号塩尻市北小野地区若者定住促進住宅条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第14号 平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳出4款衛生費中2項清掃費、5款労働費(1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く)、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費

委員長 議案第14号平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中、歳出4款衛生費中2項清掃費、5款労働費(1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く)、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費を議題といたします。説明を求めます。

衛生センター場長 それでは、議案第14号平成23年度の塩尻市一般会計補正予算(第3号)の冊子をお願いいたします。そのページの37、38ページをお願いしたいと思います。2項の清掃費の1目のし尿処理費でございますが、そのうち、給料113万円、職員手当等111万7,000円でございますけれども、これにつ

きましては、人事院の勧告あるいは人事異動に基づいての補正でございます。以下ですね、労働費、農林水産業費、商工費、土木費と簡易水道特別会計補正予算、あるいは水道事業会計補正予算、下水道事業会計補正予算、農業集落排水事業補正予算の給料、職員手当につきましては、先ほど申したとおり人事院勧告、人事異動に基づいての補正でございます。ちなみに、し尿処理費の1目の113万円、111万7,000円の増につきましては、平成22年、職員の退職に伴いまして、平成23年度は新規職員の配置の給与体系でございました。4月以降人事異動に伴いまして、それ以降、現在の職員の給与体系、係長ですか、課長補佐ですか、その給与体系になったというための補正でございます。以上でございます。

委員長 次に5款労働費をお願いをいたし、なお、職員給与等にかかわる部分については、飛ばして説明をしていただいて結構でございます。よろしくお願いいたします。

商工課長 それでは、37、38ページの労働費の関係を説明をさせていただきます。その前に、先ほどの説明、立地促進法の関係の課税免除の関係で、現地改築の話がございましたけども、現地改築も対象になるというふうに確認をさせていただいておりますので、お願いいたします。それから、市街化区域の工業系のシミュレーションのお話をした時の課税免除額なんですけれども、私、268万円とお話ししましたけども、土地のほうを忘れておりまして320万円から330万円くらいになりますので、ここで訂正させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、労働者福祉対策事業の内容でございます。これもちょっとややこしい話なんですけど、簡潔に申し上げますと、平成22年度にサービスセンターに国の補助金とそれから市の補助金含めて、1,600万円の補助金を交付しております。事業をやったところ、補助対象となる事業費がですね、1,600万円に満たなかったものですから、満たない部分については平成22年度分に、塩尻市のほうに返還という形で戻していただいております。ただし、この補助金の財源がですね、塩尻市の財源のものと、それから半分は国から来ているものでありますのと、それから朝日村、山形村からも出していただいているものがございますので、その分につきましては、最終的に国の平成22年度の補助金確定があった段階で精算しようということ、この秋になって国の補助金確定がございましたので、最終的にそれに基づいてですね、山形村と朝日村、それから国に対しましてそれぞれの返還額を計算させていただいて、予算のとおりの内容でですね、ここで支出をして返還をするという内容のものでございます。詳細については、質問があれば御説明したいと思いますけれども、内容については以上でございます。

委員長 次に6款農林水産業費の説明をお願いいたします。

農林課長 それでは、続きまして6款農林水産業費1項の農業費の関係でございますが、そこにごらんのとおり、1の農業委員会費、それから2目の農業総務費の中の職員給与費は省略させていただきます。

41、42ページをごらんいただきたいと思っております。農業費、農業振興費の中の19節の負担金補助及び交付金の中で、1つ目の丸の農作物等災害対策事業でございますが、1つ目のボツの有害鳥獣防除対策事業補助金につきましては、82万2,000円をお願いするものでございまして、これにつきましては、有害鳥獣の関係で電気牧さく又は防護ネット等の助成をしているものでございまして、本年度、地域ぐるみの取り組みということで、それぞれ学習会等開催する中で件数が昨年を上回る29件の助成の補助金の申請がございました。そんな関係から82万2,000円をお願いしたいというものでございます。

それからその次のポツの有害鳥獣駆除従事者確保事業補助金。これにつきましては、わな及び銃の所持に向けた免許取得の補助金でございますが、当初、わな猟6人、銃2人を予定しておりましたけれども、先ほどの話のとおり、地域の学習会等を開催する中で取得者がふえてまいりまして、この2月に試験があるわけでありまして、それに向けてその準備をさせていただきたいということで、最終的にわなを9人、銃が4人を見越して29万8,000円をお願いしたいというものでございます。

次、2つ目の丸の中山間地域等直接支払事業でございますが、中山間地域の耕作不利な条件の1ヘクタール以上まとまった農地等を保全する事業でございます。これにつきましては、本年度当初17集落124.9ヘクタールでスタートしたわけでございますが、本年度新たに北小野の勝弦区が加入をしていただいて18集落134.5ヘクタールで事業を進めてまいりたいということでございます。この関係で、総額になりますけれども、2,558万円余の事業費という形になりますので、よろしくお願いたします。

それでは、次の6目の農地費の関係の2つ目の丸の土地改良事業でございますが、設計委託料ということでお願いをしたいものであります。それは、四沢ダムのしゅんせつに向けた土質調査ということで54万6,000円をお願いしたいということでございます。これは、来年度四沢ダムのしゅんせつを行う予定でありますけれども、それに向けて固化剤の配合試験等行って、重機が入りやすい状況としてどのくらいの配合が必要かというようなことを調査するものでございます。

続きまして、2つ目のポツの農業農村基盤整備工事359万1,000円をお願いするものでございますが、これにつきましては、勝弦区にございます諏訪洞のため池が、全部でゲートが3つのゲートと、底ひと言われる土砂張りのゲート、全部で4つあるわけでありまして、このうち3つのゲートが油圧等がうまくいかなくて、また昭和58年に建設したものですから設置後28年たっているといったような状況で、大分老朽化が進んでおりまして、この掘りかえ工事をお願いしたいというものでございます。

それから、その次のポツの農地水環境保全向上対策事業補助金18万6,000円をお願いするものでございますが、これは、上西条区、下西条区で取り組んでおります、国の補助金を2分の1、県を4分の1受けた事業でございます。このうち本年度新たに上西条区の中で農業用の施設の延命化に向けた事業を行う場合ということで、新しい事業がメニューとして取り組むことができるようになりました。そんな意味で、本年度、上西条区の水路32メートルを補修をしたいということでございまして、補正をお願いしたいものでございます。

その次のポツの農業農村整備事業補助金でございますが、これは県営の中信平土地改良区が行っております県営の事業で特定農業用かん水路対策事業というのがございますが、これは飛行場の南側の笹賀南部の地域になりますけれども、この中で塩尻市が持っている土地分の関係するところの畑かん事業で石綿管を布設をするという計画で、当初1,500万円の事業を考えておりましたけれども、本年度新たに700万円追加になりましたものですから、この700万円分の塩尻市の負担分を1万3,000円ということで支払うものでございます。以上でございます。

委員長 7款商工費の説明をお願いします。

商工課長 それでは、商工費の2目の商工振興費から説明させていただきます。最初の中小企業融資あっせん事業の保証料補給金4,886万7,000円でございますけれども、この予算につきましては年度初めに当該年度の融資実行額の見込みが定かでないということで、当初5,000万円で予算を見積もりさせていただいて

ですね、予算計上しておりましたものを、年度途中で実績を見ながらですね、増額補正をお願いするというものであります。融資状況でありますけれども、件数については前年とほぼ同様の件数でありますけれども、金額につきましては約22億円くらいということで、前年度より大分のしてきております。最大の要因はですね、震災対策用の資金がですね、県制度それと市の制度を合わせて30件出ておりますので、その分が増加の内容だということでございます。

続きまして、企業立地推進事業の土地開発公社負担金3,030万円の減額補正であります。当初予算、土地開発公社の行います造成工事、アルプス工業団地北地区でございますけれども、公共施設の整備にかかわる費用の一部をですね、市が負担支援するというので予算計上させていただいたものを、全額補正減するものであります。本年度、土地開発公社で開発用地1.75ヘクタールを4月に開発行為申請を行い、6月から造成工事を始め、本年8月に竣工しております。この開発行為の設計、開発申請の中でですね、整地工における掘削工事の内容等あるいは雨水排水の構造物等の検討をですね、再度させていただきまして、全体として事業費が縮小できましたので、市からの支援が不用となったということですね、減額をさせていただくものであります。なお、土地開発公社の当該事業にかかわった事業費が約2億2,000万円弱ということであります。当該用地につきましては、造成後9月に、かねてより予定され報告させていただいております、株式会社サイベックコーポレーションにですね、1万5,500.08平方メートルを売却をしております。単価につきましては、平方メートル当たり1万5,100円、約坪5万円ということで公社のほうで分譲させていただいたという内容でございます。

それから次にですね、次の木曾漆器振興費の木曾漆器振興事業の設計監理委託料39万5,000円、それから木曾漆器修復工房改修工事でございます。485万1,000円です。これにつきましては、市の施設として塩尻市木曾漆器修復工房という施設がですね、先ほど冒頭に話がありましたように、支所の横に、横と言いますか駐車場を挟んで南側にございます。そこにですね、文化財の修復にかかわる上塗り場と、それから室という施設があるわけなんですけれども、非常に不十分な状態でありまして、品質を確保する上、それから大型のもの、いわゆる長尺物という長いものなんですけれども、そういうものをですね、作業する場所がございません。こういう中でですね、木曾漆器の中では文化財修復事業にですね、熱心に取り組んでおります。そういう中で、この施設をですね、そういった文化財修復事業に対応できるようなですね、施設に、品質がある程度管理ができて、大きいものも修復の作業ができるようなものに改修させていただきたいという内容のものであります。

この漆器工房は、旧来ですね、木曾漆器館ということで木曾漆器の展示館として設置されたものをですね、修復工房として利用されるようになったものであります。工事の内容につきましては、先ほど申し上げましたように、上塗り場という漆器を塗る場所と、それから室という乾燥させるというような場所をですね、設置する内装工事が主になります。上塗り場につきましては、漆器作業の文化財の中で最終工程の部分に入りますし、室については、漆器を固める、硬化するためのですね、設備ということになります。おおむね温度がですね、15度から25度くらいで、湿度が70%が必要だということでございますので、本当に品質を管理するという上ではですね、大事な施設だというふうに伺っております。このたび、お話の中でですね、業界挙げての名古屋城本丸御殿の修復工事をですね、木曾地域として受注されたということもありますので、今後塩尻のブランドをですね、発信していく意味でもきちとした品質を保持できるような施設を、市としても整備をさせていただければとい

うことでございます。なお、この修復の工事に関しましては、地元の皆さんからですね、その半分を負担をさせていただきたいという申し出がございますので、この財源の中にですね、今回、収入の予算として盛りさせていただいてありますので、報告をさせていただきます。以上でございます。

観光課長 それでは私のほうから6目の観光費のところ、観光振興事業、旧観光案内所原状回復工事費負担金44万円の計上をさせていただいておりますけれども、これにつきましては、平成8年から塩尻駅舎のこの階段下にですね、案内所がございまして、そのところを無償で借用させていただいたわけなんですけれども、5月1日に駅前に観光センターがオープンいたしまして、その時点で返すかどうかということがありましたけれども、引き続き観光案内所の保持するパンフレット等の倉庫としてお借りしていた状況であります。それがですね、9月になりまして、テナントとして民間事業者が借りたい趣旨の相談がありまして借用スペースを返還することになり、原状回復費用が発生したものであります。今回、総事業費で148万5,000円本来であればかかるわけなんですけれども、市の負担分ということで44万円計上させていただきました。よろしく願います。

委員長 次に8款土木費、簡潔に説明をお願いします。

都市づくり課長 それでは、45、46ページをごらんいただきたいと思います。土木管理費でございますが、説明欄をごらんいただきたいと思いますが、まず委員報酬ということで塩尻市地域公共交通会議委員報酬ということで4万4,000円の増額、あわせて交通安全対策事業諸経費ということで費用弁償6,000円の増額ということでお願いするものであります。これは、11月17日に全員協議会のほうにも御説明を申し上げましたが、振興バスの4月運行見直しにあわせまして申請をするに伴います手続きとしまして、委員会の開催が必要となるということに伴います増額でございますので、よろしく願います。

次に輸送対策事業ということで消耗品費239万6,000円でございます。これは、バス停の時刻表の取りかえ、それから北小野線を含む新規バス停の設置に伴う費用でございます。次に、印刷製本費につきましては、時刻表を作製していくということで、各戸へ配布していきたいということで各戸配布分2万1,700部プラス保存分ということで考えておまして、2万3,000部を印刷していきたいということで96万円お願いするものでございます。あと地域振興バス運行委託料ということで、振興バスの車内音声の修正、それから案内板、LEDの案内板の修正等にかかる費用、これが74万8,000円でございます。以上でございます。

建設課長 引き続き3目道路新設改良費をお願いします。右側の道路新設改良事業ということで国の補助事業で行っております社会資本整備総合交付金事業でございます。測量設計調査委託料につきましては、JR中央本線にかかる橋梁、上西条跨線橋の第一、第二の2橋の耐震補強の実施設計が済みしましたので、その差額分を平成24年度分の前倒しということで、橋梁長寿命化計画に基づき田川に架かる吉田橋、野村地籍の田中橋の補修設計を行うものでございます。用地取得、支障物件につきましては、都市計画道路、吉田原通線の本年度予定の用地取得費、支障物件移転補償費がおおむね確定したため補正するものでございます。

広丘まちづくり推進室長 1ページめくっていただきまして、47、48ページをお願いいたします。4項の都市計画費の1目都市計画総務費でございます。右をごらんいただきたいと思います。上から2番目の丸印でございます。まちづくり計画策定事業の中のまちづくり支援業務委託料として100万円をお願いするものでございます。これにつきましては、今年度の広丘まちづくりににつきましては、勉強会、意見交換会を2回ほど開催を

させていただいておりますけれども、その中でまちづくりの基本的な方針、それから課題、問題点を出し合いながら意見交換を進めさせていただいております。来年度以降のまちづくりの計画策定に向けまして、今年度さらに住民の皆さんとの意見交換を進めたいものですから、課題等にかかわる地区現況の把握、それから改善策などを検討させていただきまして、これらを調査をして今後の皆さんとの話し合いの資料として行っていきたいということで、今年度から来年度へつなげる資料作成ということで補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

建設課長 引き続きまして4目の社会資本整備総合交付金事業費、お願いいたします。右側をごらんください。塩尻駅周辺地区ということで、旧まちづくり交付金事業の塩尻駅周辺地区になります。これにつきましては、郷原大門線、国道19号から広丘西通線までの歩道設置工事でございます。本年度の用地買収が済みまして、それに伴いまして用地取得費、支障物件費が確定したために補正し、工事のほうも確定したものでございます。

委員長 それでは、11款災害復旧費、59ページお願いをいたします。

農林課長 11款災害復旧費1項の農林水産施設災害復旧費の3目の農業施設災害復旧費でございますけれども、これにつきましては、5月29日の大雨災害がございましたけれども、この時、床尾の尾沢川の頭首工が破損し、9月補正でお願いをしてあるわけでありまして、その後、石積みを頭首工の中で露床が傷んだ関係から左側でございます護岸が、基礎の部分が流されまして、それによりまして裏側から崩壊をしてきたというようなことで、新たに国へお願いいたしまして査定を受ける中で、設計費12万6,000円と災害復旧工事59万9,000円を追加してお願いするものでございます。以上でございます。

建設課長 1目市単土木施設災害復旧費をお願いいたします。右側をごらんください。8月25日、9月22日の豪雨により全体で13件の災害がございまして、重機対応で12件、復旧工事1件、尾沢川の右岸になります。その補正になります。以上よろしく御審議のほど、お願いします。

委員長 それでは、この際申し上げます。午後1時10分まで休憩といたします。よろしくお願いいたします。

午後0時04分 休憩

午後1時06分 再開

委員長 休憩を解いて再開をいたします。

建築住宅課長 先ほどの、まず始めに、中村委員の質問の中でおおむね40歳の中で、私、極端な芸能人のことを言っちゃいまして、日本国憲法では16歳以上、45歳で結婚すれば差が29歳でございますので、あんな差はございませんので、済みません、私がちょっと。年の差のことをちょっと言いたかったものですから。

では、塩原委員からのことで、6条及び12条、13条の関係ですけれども、担当係長のほうから説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

住宅係長 それでは、先ほどの説明をさせていただきます。暴力団排除に関する条例につきましては、市内の市が管理する住宅につきまして現在のところはすべて適用させていただいているというところでございます。そちらのほうをまとめさせていただく中で、こちらの同居の承認、入居の承認ということと、それから第6条に掲げる入居の資格、これが重複してはいはないかということでございますが、第6条につきましては、当初にこちらの住宅へお入りいただく場合、それから12条につきましては、住んでいただいている途中で同居の事案が発

生した場合、それから第13条につきましては、入居者がお亡くなり又は退居されたことによりまして御家族の方が残ってしまった場合ということでございまして、その時々、市が暴力団員であるか否かというところを調査をさせていただくという機会を設けたものでございます。12条、13条につきましては、第1項において、入居者が私どものほうへ承認を求めるとということが記載をされております。それぞれ第2項については、私どもがそれに対して許可を出すという時に、暴力団員に該当している場合には承認はしてはならないということで載せさせていただいているものでございまして、手続き上、いただいたものに対して私どもがお答える、その中の禁止事項をここに記載させていただいたものでございます。したがって、現在ある市営住宅を始めとする住宅はすべて同じ形になっております。以上です。

塩原政治委員 それはわかってるけど、はっきり言うと、こういう想定はないわけだね。もう入る時点とかそういう時点でチェックしてるものの。ということをやっただけだから。まあ念には念を押して入れてるっていうのはわかるけどさ、ちょっとダブリすぎじゃないかって言ってるわけです。

委員長 答弁はよろしいですか。

塩原政治委員 いいです。

副市長 ちょっと訂正をお願いしたいんですが、先ほど中原委員さんの御質問で私がお答えした時に、基準財政需要額に算入をするというふうに申し上げましたが、税の減免でございますので、基準財政収入額が減るということでもありますので、訂正をさせていただきます。いわゆる税の減免ですから、それだけ入ってこないということになりますので。

委員長 それでは、一般会計の補正予算第3号について質疑を行います。委員より御質問はありますか。

中村努委員 44ページの木曾漆器修復工房の改修工事についてですけど、これから後で見させていただくところなんですが、この文化財の修復事業っていうものの今後の需要の見込みっていうのは、どんな感じになるんでしょうか。

商工課長 今までにですね、木曾漆器産地全体で文化財修復事業として取り組んできている件数が50件くらいあります。有名なものでありますと、長野県の善光寺だとか、あるいは広島島の厳島神社だとかですね、そういったものもありますし、日光、上野東照宮だとか、そういう部分のこともやってまいりました。最近では、松本城の舞台、いわゆる山車ですか、そういうものも取り組んでおります。実はですね、この木曾漆器の産地振興の中で文化財修復っていうのはですね、非常に特色のある事業でありまして、木曾漆器を今後振興していく上での新たなビジネスモデルとして私どもも期待していますし、国内の中でも非常に評価が高い技術です。私どもとしてもこれをですね、一つの木曾漆器の今後、柱としていきたいというふうに考えています。ただし、文化財の修復事業はですね、なかなか予算がですね、国もそれぞれの自治体もつかない状況もありますので、大変、どんどん仕事が入ってくるというような状況ではございませんけれども、今回の名古屋城の本丸御殿の修復工事、これは約150億円くらいかけて国や産業界挙げての事業と聞いておりますので、ここでやっぱりきちとした仕事をしてですね、より知名度を上げていくことによってですね、新たな受注を確保できていければというふうには、私どもとしては考えておるところであります。

中村努委員 そういうことだと、今回の485万円の補正での改修で、今後の需要も見込んでこの程度の改修で十分ですか。

商工課長 今回はですね、一つは、先ほど説明していただきましたように、品質をきちっと確保できるような作業場を用意させていただきたいということと、それからもう一つは、長尺物というですね、比較的長いスパンのものが入ってくるという計画になっていますので、その作業する場所ということでございますので、当面はですね、この修理の中で対応していけるものというふうに考えております。

中村努委員 今後の需要を見る中で、この施設では対応できないというような状況になったら、また考えなきゃいけないことでよろしいですか。

商工課長 ぜひまた、悩まなくちゃいけないようなですね、多くの受注が取れるようにですね、期待はしておりますけれども、当面はこの範囲で、といっても全体の大きさもありますので、これ以上のものというものもありましたし、もっとお金をかけて修復ということも方法としてはないわけではないんですけども、今回、室とそれから上塗り室を2カ所設けさせていただいて、あとちょっと内装の板を張るようなものがございますけれども、その中で対応していきたいとふうに。本当に、また見ていただいた時に御説明させていただきますけれども、コンクリート張りの中にですね、大きな木の箱をつくるような、6面木の箱をつくるような工事になりますので、また中で見ていただければと思いますけれども、そんな内容です。

横沢英一委員 42ページですね、設計委託料の、四沢ダムの委託ということでお話を聞かせてもらいました。私も四沢ダムをしゅんせつするのはいいと思うんですけども、要はですね、重機が入るような今回、どのくらいいろいろなものを混合して重機が入れるようにしてそこから出るといったことのようなのですが、この間、宮田議員のお話では、このため池は約24年くらいで満杯になったということらしいですけども、あれですか、今回どのくらいしゅんせつする計画でいるわけでしょうか。それと、どのくらいもつような考えでいるのでしょうか、ちょっと聞かせてください。まだ具体的なあれはないと思うんですが、検討されていたらお願いいたします。

農林課長 今のお話なんですけども、それに向けてですね、金額ベースで考えておまして、ちょっとできれば単年度1,000万円ずつ2年間というように考えております。それで、どのくらいあそこからしゅんせつができるのかというのはですね、金額からはじき出していきたいというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、現在のままですと重機が堤のほうまで入っていけないということで、今の水を含んでいるものから入っていけないということで、その辺をどこまでしっかり入っていくために固化剤で固めて、それで重機で上げていきたいという、そんなように考えておまして、その辺で全体で1万1,000トンの流量を確保できるんですけども、そのどれくらいまでできるかという、数字は設計をしてみないとわからないということです。

横沢英一委員 何を言おうとしてるかというですね、ここ相当1万トンも出すというのは、恐らく不可能だと思うんですね。そういうことを考えた時に、ダムのあそこまで行っちゃうと、なかなか土砂を上げにくいと思うんですが、ちょっと上流へ行くんですね、150メートルか200メートル上がっていくと、もう道路と近接して水路があるわけですね。水路と言うか、まあ河川ですね。だもんですから、そこへ小さなダムみたくのをつくってですね、堰堤をつくって一回そこでとめちゃえばですね、確保、後はそんなに埋まっていけないと思うんですね。そういうこともちょっと考えたほうが良いような気もするんですが、そんなことも検討いただきたいなと、そんなふうに思います。やること自体は別に反対するとか、そういうことではありません。

委員長 答弁はいいですか。

横沢英一委員 ええ、いいです。

中村努委員 48ページのまちづくり計画策定事業ですが、この委託先はどちらになりますか。

広丘まちづくり推進室長 業務委託ですので、指名競争入札が随契という形になると思いますけれども、今のところ、前回の2回ですね、勉強会、意見交換会ですね、全国市街地再開発協会というところに講師としてお願いしてございますので、それも一つの相手方として考えていきたいというふうに思います。

中村努委員 この計画の区域というのは、何か決まっていますか。

広丘まちづくり推進室長 今のところですね、広丘地区の区長会さんと相談させていただいた中でですね、今進めておりますけども、北部地域の核となる施設、拠点としてですね、広丘地区を今後考えていきたいという頭がございますので、まずその手始めにですね、私としては、今皆さんからお話いただいているのは広丘駅周辺ということで絞り込みをさせていただいて考えていきたいというふうに思います。

委員長 いいですか。ほかに。ありませんか。

中原輝明委員 全般だな。

委員長 この補正予算案について。

中原輝明委員 44ページのさ、観光事業の旧観光案内所原状回復工事ってやつに関連して、この市内の中にあるこういう看板を、いつもこれ出てるんだけどさ、計画的でも何でもいいが、いくらかやった。改修とか塗りかえを、そのたんび言ってるだが。

観光課長 おかげさまで昨年度につきましては、インターのところの看板、それから。

中原輝明委員 どこ。もっとはっきり言って。

観光課長 インターチェンジに入ってくるところの看板ですけども、塩尻という看板をかえさせていただきましたし、それからブドウの協会で持っています看板を向こうの予算でやらさせていただきましたし、それから奈良井地区のほうでは看板ちょっと壊れたものがありましたので、それを改修させていただいております。

中原輝明委員 おれの言ってるのはさ、前から、例えば地区にあるああいうのだってうんと必要じゃないの。それをいつも言ってるけど、金がないとか、ああとか言ってさ、計画的にやらなきゃだめじゃない。市内全体が活気づかないよ。観光客っていうか、いわゆる、例えば自分のことを言っちゃいけないが、小曾部にさ、来た人が、これ見ても薄くてわからないなんて、どういことするだよ、それ。それで、田舎をもっと大事にしなきゃ。資源がいくらでもあるだで。例えばさ、白滝とかさ。ああいうことを全然やらないじゃん。皆さんは目に見えるところばっかやって、見えないところもやれよ、たまには。もっとしっかりした答弁しない。

委員長 答弁を求めます、観光課長。

観光課長 ちょっと歯がゆいと言うか、私どものほうも鋭意努力をしておりますけども、予算の範囲内でやるしかないということでありますので、順次対応してまいりたいと思いますのでよろしくをお願いします。

中原輝明委員 もう一回か二回。そういう関係でちょっと聞くところによると、これは副市長ちょっと聞いておいてくれない。来年度の予算の関係まで、なんかそこだけじゃないぞ、全般にあると思うが、市民の皆さんに話をしてることがある、ない。来年の予算の基本指針はどうだかわからないが、そのことによって来年度は、ことし100のものなら来年は半分だよというような、そういう説明をしてるように聞いているだがさ。ということはこういうこと。新年度の、はっきり言うわ、予算編成がもう皆さんに流れているだか、5%減にするかどうか知らんが、そういう部分の細かいとこまで下々に流れているようだがさ、そういうこと。

副市長 ちょっと具体的には承知をしておりますけれども、いずれにせよ、今年度の予算編成では人件費等々を除きまして2%の減額をさせていただけたらという姿勢で臨んでおります。それと同時に、補助金につきましてはですね、今年度見直しを行いまして、必要と言いますか、必要なものに集中的に補助を実施をしていくということでございますから、そういう中では、各部にですね、補助金の見直しの基本指針に従って見直すようにということで要請をしております。今、予算要求がされている時でございます、これから総務部長査定、来年にかけて理事者査定に入りますので、当然確定したものではございませんが、各部課によりましてですね、その辺の要求の積み上げの中で、ここは減額、ここは増額ということは当然あり得るといふふうに考えております。

中原輝明委員 あまり質問、具体的に言っちゃいけないけれど、問題は、今言われたように、副市長の言ったように2%だか3%だか、それはおれはわからんが、そういう部分が末端の皆さんのところまで浸透されているってことはおかしくない。予算も、我々が知らないに。で、そういうことを言うならさ、今の木曾だか檜川へやってる4,000万円の補助金は、あれは、あれもうんと見直さなきゃだめだよ。あれ全然見直しじゃないじゃん。ああいうのはどういうことになるだ。4,000万円をやってるじゃん、今、檜川のおそこへ、補助金を。それを見直すべきは当然だよ。あんなの全然見直していないじゃん、ほかのものは見直して。4,000万というものは、40万ずつ補助金を出して何件、どこへやれると思う、何百件。毎年だよ、4,000万。で、あれを見直ししなきゃだめさ。あれを見直してほかの補助金をして重要なおそこへ配布してやるだ。副市長、どうだい。

副市長 いずれにしましてもですね、今予算要求を上げているところですから、それはまた予算の段階で御議論をいただきたいと思います。私どももまだ査定をしておるわけではございませんし、予算そのものもですね、どういう要求があるかっていうことを承知をしているわけではございませんので。ただ、委員御指摘のように、その地場産センターの補助金等々も含めましてですね、補助事業は総体的にこし見直しを実施をいたしましたので、減額する、増額するっていうことは、どこでどうなっているか、ちょっとまだ承知はしてありませんけれども、いずれにしてもそういう観点で必要なものはつけさせていただきますし、必要のない、必要のないって言やおかしいですけども、どちらか比較すれば、こちらのほうが大事だねということの比較の中でですね、検討をさせていただいてございますので、そういうことでこれから査定をきちんとさせていただいて、3月議会では御提示を申し上げて御議論いただく、御審査をいただくと、こういうことにしておりますのでお願いいたします。

委員長 簡潔にお願いします。

中原輝明委員 今、関連の中で経済部の関係だが、この間一般質問の中で出た、議論された、関連するで言うだよ。ならい荘の問題は、これは部長に聞かなきゃいけないけどさ、牧野君があれだけいいとか悪いかって指摘したずらい。それを皆さんは、実際にその場所へ行って指摘はしていないな。おれも行って確認してるだ、全くあのとおりだな。ああいうものを徐々に見直していくことによって、ならい荘の活性化というか、これからよくなるか、悪くなるかって、あそこが岐路だよ。それで、おれも行ったけれども、行っても出てこない。あそこで、こんちは、こんちはなんていっくら言っても出てこない。それで、嫌になったころ出てくるだ。これは本当だよ、おれが行ったで確認してるだ。市の職員の皆さんは、本当にあそこへ行って、藤森部長は美辞麗句を並べるが、実際はやっていないぞ。この辺はどうなってる。それじゃ、注意しりゃ聞くわけじゃん、聞かないじゃん、それじゃ相手が。そんなことじゃますますならい荘は悪くなるっきり。それをしっかりして一からやってき

ましょ。いくらかでもよくなりゃ、おれたちもやめるとも言わないが、全然、いけなくなるっきりじゃん。それは、皆さんには指導力がないっていうことだよ。

経済事業部長 結果的にですね、そういう形になっていることは指導力がないっていうふうに言われてもですね、本当にやむを得ないところがあるかと思っております、結論的にはそういうことなんですけども、実際の実務ではですね、直接的に市民の方や、あの施設を使って宿泊して、遠くの方ですね、県外の方もいます。そういう人たちから苦情が来る場合が、直接ならい荘に行く場合もあるんでしょうが、そうではなくて、市の施設だということをやっぱり知ってる人がいるもんですから、こっちへ来るものも結構あります。ああいう牧野さんのような、質問されたような実態もですね、私たちが何回か見聞きしまして、その都度すぐ向こうへ行って、当然ですが話をしたり、その状態によってきちんと口で言ったということだけだといけない場合がありますので、きちんと文書にして、課長名ですけども、文書にして置いてきている。そういうことをやっています。そういうことについて総会の折だとか懇談会の折に、私たちのほうから何回か話をしたことがありますけれども、支配人の方の考え方といたしますか、その気持ちの持ち方に足りない部分があるなということを感じております。ただ、向こうの言い分としてはですね、経費を相当抑えなきゃいけないということがうんとあって、人を雇えないということを経済的に言いわけをするんですが、それはね、ちゃんと人が来てもらえるようになるには、ちゃんとしたおもてなしをしなきゃ当然来てもらえるようにならないからという形でお話はするんですけども、そういう全体の中で何とか黒にしたいという気持ちがあるものですから人を削るんで、受付に人がいないということが繰り返されていますというか、そういうのが実態でございます。そういう諸経費の面でのコストを下げたいということと、もう一つは、経営陣の、主にあそこにいる支配人の方の、何て言いますかね、いわゆるこちら側の言うことに対してのきちんと理解してそのとおりにやるかっていう、その辺の、個人のことを言うてはいけないんですが、その人間性の問題とかそういうことについては、やはり幾分は問題があるということを感じております。トータルとしては、指導力が足りないということについては、そのとおりの形になっている部分もありますので、それについては市のほうとしても反省しないといけないということです。

中村努委員 今の観光振興事業で、先ほど観光案内所にテナントが入りたいということだけど、どんなものが入るか、わかったら教えてください。

観光課長 私どものほうで聞いている範囲におきましては、前、野田屋さんというワインを売っているところがありましたけれども、それがそちらのほうに入るという形になります。

委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。ないようですので、議案第14号平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中、歳出4款衛生費中2項清掃費、5款労働費(1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く)、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第14号平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中、歳出4款衛生費中2項清掃費、5款労働費(1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く)、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第16号 平成23年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

委員長 議案第16号平成23年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。説明を求めます。

建設維持課長 それでは議案第16号平成23年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算を御説明いたします。別冊の議案第16号をお願いします。補正の内容でありますけども、歳入歳出予算の総額から59万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,135万2,000円とするものでありますので、よろしくをお願いします。

内容につきましては9ページをお願いします。歳出のほうでありますけども、2項の施設管理費、維持管理費からお願いします。10ページのほうをお願いします。説明欄で御説明いたします。量水器維持管理費18万7,000円の増でありますけども、これは営繕修繕料といたしまして、破損メーター等の取りかえ修繕の増加によります営繕修繕料の増でありますのでよろしくをお願いします。

2つ目の丸ですけども、浄水施設等維持管理費でありますけども、マイナスの125万9,000円。これにつきましては、電話料につきましては、非常通報における監視業務に伴います5万円の増でありますし、施設整備点検委託料につきましては、効率的な維持管理を行ったため委託料等の精査によります減であります。130万9,000円の減であります。

3つ目の丸です。簡易水道施設整備維持管理事業でありますけども、マイナスの292万8,000円の減であります。漏水調査委託料、これは事業費確定によります減であります。管路補修等工事でありますけども、工事発注の実績及び今後見込まれます実績見込みによります減で、270万6,000円であります。

次、道路改良費をお願いします。10ページのほうをお願いします。委託料でありますけども、簡易水道施設建設事業の設計委託料400万円の増であります。これは、桃岡橋添架配水管詳細設計150ミリを40メートルを行うものであります。これにつきましては、19号桃岡橋の拡幅工事で、平成24年度の橋梁桁設置に伴いまして連結管を桁に添架するため事前協議等、河川占用、国道占用の協議ですけども、必要であるため、詳細設計委託をお願いしますのでありますのでよろしくをお願いします。私のほうからは以上です。

委員長 質疑を行います。委員より御質問はありますか。

中原輝明委員 10ページのさ、桃岡橋の設計委託料だが、総事業費はどのくらいになるの。

建設維持課長 補佐のほうから説明します。

上水道係長 総事業費の関係ですけども、手元に資料というものはございませんが、自分の記憶しているところによりますと、11億円余というふうに記憶してございます。

中原輝明委員 11億。

上水道係長 はい。

水道事業部長 今年度策定いたしました実施計画では、11億2,000万円を計上させていただいています。

委員長 ほかにはよろしいですか。ないようですので、次、議案に対する討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第16号平成23年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第16号平成23年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第18号 平成23年度塩尻市水道事業会計補正予算(第2号)

委員長 議案第18号平成23年度塩尻市水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。説明を求めます。

経営管理課長 それでは議案第18号1ページをごらんいただきたいと思います。平成23年度塩尻市水道事業会計補正予算(第2号)でございます。中央の収益的収入及び支出につきまして、人事院勧告、異動に伴います人件費の増額が主なものでございます。第3条の支出になりますけれども、水道事業費用564万1,000円を増額し、14億8,772万5,000円とするものでございます。

次に資本的収入及び支出でございますが、主なものは、事業実施に伴います開発費の額の確定に伴う減額、及び片丘浄水場施設の更新に伴います工事費用の減額による予算の組みかえ、及び人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の減額が主なものでございます。第4条でございます、2ページをお開きください。収入になりますが、資本的収入でございますが、22万5,000円を増額し、1億7,935万円とするものでございます。支出の資本的支出でございますが、1,601万7,000円を減額し、8億3,662万5,000円とするものでございます。

次に8ページをお開きいただきたいと思います。こちらにつきましては、平成23年度塩尻市水道事業、予定でございます損益計算書でございます。一番下段になりますけれども、こちらにつきましてはこれから説明させていただきますけれども、それぞれの補正のほかに、下から2行目になりますけれども、前年度繰越欠損金になりますが、こちらについては平成22年度事業費が確定したことによりまして数字が変更となって、最終的には一番下段になります、当年度未処理欠損金ということで4,634万7,000円となっているものでございます。

9、10ページをお開きください。平成23年度塩尻市水道事業予定貸借対照表でございます。一番下段になりますが、資産合計で160億1,592万4,000円になっております。右ページ10ページを見ていただきたいと思います。一番下段になります。負債資本合計でございます。160億1,592万4,000円ということで、資本合計と同額になっておりますのでバランスが取れているものでございます。私からは以上です。

建設維持課長 それでは、収益的収入につきましては、先ほどの話のとおり人勧等に伴いますものでありますので省略させていただきます。

13ページをお願いします。資本的収入のうち補助金、国庫補助金でありますけれども、22万5,000円増といたしまして、2,726万5,000円とするものであります。内訳でありますけれども、導水施設整備事業でございます。これは国の方針であります公共事業予算5%留保に伴いまして、補助基本額が4%カットされたことによりまして20万4,000円の減であります。2番目の片丘浄水場移設更新事業でありますけれども、これにつきましては、補助基本額の根拠であります施設容量等が配水池容量を加えた容量となったため、補助基本額の増によりまして681万5,000円の増であります。3番目の基幹施設耐震化推進事業でありますけれども、緊急遮断弁工事の設計積算の工事費が確定したことによりまして638万6,000円の減であります。

続きまして14ページをお願いします。資本的支出でありますけども、2目の配水施設費であります。513万8,000円減といたしまして、2億1,936万4,000円とするものであります。給料等は飛ばしていただきまして22節の工事請負費でありますけども、配水施設整備事業でありますけども、これは国道19号拡幅工事の施工依頼に基づきまして配水管施設整備事業に600万円、これは野村地籍の国道事業拡幅工事に伴います配水管布設事業であります。2番目の送水施設整備事業、送水施設整備事業の中原送水管布設工事を片丘浄水場工事と一体的に整備するため先送りし、配水施設及び送水施設事業と組みかえをするものでありますのでよろしくをお願いします。3番目の基幹施設耐震化推進事業でありますけども、緊急遮断弁設置工事によりまして、緊急遮断弁設置工事と応急給水拠点整備工事等を工事内容を見直しまして、191万6,000円の減額とするものであります。

次、3目の浄水施設費をお願いします。同じく22節の工事請負費でありますけども、片丘浄水場移設更新事業。これは、浄水施設の設計積算に伴います変更でありまして、1,048万5,000円を減とするものであります。次の導水施設整備事業でありますけども、砂防河川協議等に伴います砂防横断施工の増工によりまして966万9,000円の増とするものであります。

次、3項の開発費、目の開発費でありますけども、これは上水道料金システムの開発費でありまして、事業費確定によりまして補正減でありまして、1,285万7,000円を減額し、614万3,000円とするものでありますのでお願いします。私からは以上でございます。

委員長 質疑を行います。委員より御質問はありますか。

横沢英一委員 14ページをお願いしたいんですが、上水道の関係の一番下の開発費のところなんですが、事業費、事業用のシステム開発ということで上と一緒に開発されているということだと思います。それで、どんな開発をしたのか、内容を聞かせていただきたいのと、そして、事業費が3分の1でできていますよね、開発が。そこら辺もやっぱり理由っていうか、それと、当初どおりの目標としていたそういう開発ができていたのか、そこら辺をお聞かせいただきたいと思います。

経営管理課長 私からは事業費の関係になりますけれども、当初見込んでいた額なんですが、これ債務負担行為で平成23、24年度と実施するものでありまして、当初につきましては50%、平成23年度、平成24年度50%、そのような支出を予定しておりましたけれども、契約によりまして平成23年度につきましては30%の支出を見込むと。平成24年度にはその差70%ということで、入札結果を含めまして事業費が減になったと、そのような内容でございます。事業の内容につきましては、担当係長から説明させていただきます。

料金係長 事業の内容につきましてはですが、こちらのほうは、上下水道料金システムの賦課、それから収納の関係、それと賦課するためには検針が必要ですので、検針のシステム、それからそれを取り込んでいくシステム、それとあとはメーターの取りかえがありますので、メーターの取りかえに関するメーター管理に関するシステムをあわせまして、上下水道料金の検針から賦課までをすべて網羅したシステムということで、それに伴う機器等も一緒にして委託ということで、ごらんのとおりでございます。

横沢英一委員 そういうことで安きゃいいと思いますのであれなんですが、3分の1でやっぱりできるということは、相当業者の衆は力んだということですか。

経営管理課長 この業者決定に至る部分につきましては、プロポーザルで行いまして、当初指名には9社予定

しておりました。その結果、第一次審査では6社に絞られまして、第二次審査では3社に絞られました。その3社を私たちが聞き取る中で最終的に1社となった状況です。これにつきましては、委託も含めて検討した結果でございます。内容はしっかりしたものでございます。以上です。

中村努委員 関連ですけど、この間の下水道の賦課漏れ、ありましたね。その解決になる一つの流れを教えてください。

経営管理課長 まず11月17日の全員協議会で報告させていただいた関係で、まず私どもで把握しているのが吉田につきましてですね、1件の集合住宅が賦課されていなかったということでございます。この関係につきましては、人的ミスではないかというふうに考えております。今回のこのシステムの導入につきましては、要するに人がシステムへ入力することに対しまして、以前はミスされたということでありますので、このシステムが変わったことによって大きく改善されるという形とはちょっと違うかなとは思いますが。

中原輝明委員 このシステムっていうのは新規にやったシステムだと思うが、この市役所の中でこういうシステムがいろいろ全部あると思うが、この関係のね。こういうものについては、更新する場合は、今まで入っていた機種を中心にしているわけかい。これは総務部長、ああ、総務部長はいないな。その辺は、副市長、どいういう考えでいるだ、基本的には。

副市長 コンピュータのネットワークの関係含めましてですね、今、新しいシステムと言いますが、更新を含めてシステムチェンジの時期であります。大体5年をめぐりに新しいシステムを構築をしていくという計画を立てて進めておりますけれども、今ですね、IT技術が非常に進んできましたので、前のやつを引きずって、そのままそれを組みかえてやるということはいたしておりません、基本的に。全く新しいシステムを、新しいシステムの提案を、先ほど9社と言いましたけれども、9社から提案をいただいて、このお金の中でこういう提案、いい提案を選んで、そこで入札をかけてやるということをやっておりますので、ほとんど更新をされているのかな。水道は更新されていますし、私の承知している限りでは、前のやつを引きずっているところはあまりないような気がしますので。

委員長 補足について、水道事業部長。

水道事業部長 今回のですね、上下水道料金のシステムの更新につきましては、先ほど課長のほうから話がありましたとおり、まず私どものほうで賦課・徴収にかかわる310項目にわたる必要事項、必須事項等を提案させていただきまして、それに基づきましてですね、各開発業者さんから御提案いただいたと。そのうちですね、一次審査、二次審査を受ける中で、プレゼンテーションを受ける中でですね、最終的に、今回の場合もう既に契約してございますが、フューチャーインという業者のほうに開発をしていただくようになっています。こちらのほうにつきましては、現行のですね、私どもが今使っております財務会計システムの、やはり開発事業者でございまして、今後料金システムと財政会計システムが一体的に使えるんじゃないかということも、今回の更新においては期待しているところでございます。

中原輝明委員 それで、副市長、この新しいシステムを入れりゃ入れるほど、人員は削減できなんでふえる。以前は、新しいシステムを入れるたびに削減は多少できると、こういう。これは小野市長の時だでな。それで新しいシステムを入れてやるって言うが、難しいシステムを入れりゃ入れるほど人員はふえりゃしない。そうでもない、削減できる。

副市長 以前はですね、そういうこともあったかもしれませんが、今ぎりぎりの体制でやっておりますので、人員関係についてはですね、さほど目立った削減は、私は期待できないというふうに思っています。今の段階ではですね、新しいシステムをたとえ入れてもですね。ただ、システムの維持管理費を含めまして市役所全体で数億円の予算を使っております、IT関係でですね。それは、こういうふうにダウンサイジングをしてきている、技術が進んできていますので、当然安くもなっていますし、我々の要求もきちっと安い規格の中ですね、やれるようになっていきますので、今大体私ども考えておりますのは、3割方カットしています。今までのITにかけるお金をですね、機材も含めまして3割方はカットできるような方法を見つけて提案をして来いということは、各部にお願いをしているところでありますし、そういう委員会をつくって審査をしておりますのでお願いいたします。

委員長 よろしいですかね。議案に対する討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第18号平成23年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第18号平成23年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第19号 平成23年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第2号）

委員長 議案第19号平成23年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。説明を求めます。

経営管理課長 議案第19号平成23年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第2号）をお開きください。1ページになります。中央になりますけれども、収益的収入及び支出につきまして主な内容でございますが、管路施設の老朽化に伴う修繕費の増額と、人事異動及び人事院勧告の関係に伴う人件費の減額が主なものでございます。第3条の支出でございますが、下水道事業費用574万7,000円を増額し、20億4,735万5,000円とするものでございます。

次の資本的収入及び支出、第4条でございますが、こちらにつきましては、社会資本整備総合交付金の減額に伴う補助金、工事費及び委託料等の減額と、先ほども申し上げました人件費等の減額が主なものでございます。2ページをお開きください。収入になります。資本的収入でございますが、9,430万円を減額し、14億1,456万4,000円とするものでございます。支出でございます。資本的支出でございますが、7,985万2,000円の減額とし、21億9,493万2,000円とするものでございます。

次に8ページをお開きください。平成23年度塩尻市下水道事業予定損益計算書になります。一番下段になりますが、下段から、下から2行目になります。前年度繰越欠損金、こちらにつきましては平成22年度決算数値が出たものでございまして、この金額になっております。一番下段になりますが、当年度未処理欠損金ということで、1億4,864万3,000円となっているものでございます。

次に9、10ページをお願いいたします。平成23年度塩尻市下水道事業予定貸借対照表になります。一番下段になりますが、資産合計につきまして487億3,153万円となっております。10ページをごらんいただ

きたいと思います。負債資本合計でございます。同じく487億3,153万円となっております。資産合計と同額でありますので、バランスが取れているというものでございます。私からは以上です。

建設維持課長 それでは11ページからお願いします。収益的支出のうち下水道事業費用、営業費用、目の管渠費でありますけども、これは管路施設修繕費830万円の増額をお願いするものであります。これにつきましては、管渠施設等の老朽化に伴いまして道路の陥没やマンホール周辺の段差が増加しております。これに伴いまして、前期で既に17件を布設しております、12月以降管路施設等の補修等を見込みますと、830万円の補正をお願いするものでありますのでよろしくをお願いします。

12ページをお願いします。資本的収入のうち企業債になりますけども、これは国の社会資本整備総合交付金の減額に伴います補助金の残を企業債で借りるものでありますので、よろしくをお願いします。

次の補助金であります。国庫補助金でありますけども、3,520万円減とし、3億2,190万円とするものであります。これは、先ほどから話をしておりますとおり、国の公共事業5%事業によります社会資本整備総合交付金の減額による額の確定によるものでありますので、よろしくをお願いします。

次に13ページをお願いします。資本的支出のうち建設改良費、公共下水道事業管渠施設費であります。2,100万円減とし2億4,471万8,000円とするものであります。2.2節の工事請負費でありますけども、管渠工事費ではやはり交付金の減によりまして、中継ポンプの非常用圧電気装置設置を予定しておりましたところと、マンホール鉄ふた交換工事を減額しまして、減額2,860万円とし、次にあります雨水渠工事では交付金の減によります交付金全体、これは浄化センターも含めましてですけれども、交付金事業の全体を精査し、雨水渠の進捗を図るため1,000万円を増額するものであります。次の材料費ですけども、先ほども説明しましたが、マンホール鉄ふたの補助対象分のマンホール鉄ふた分240万円を減額するものでありますので、よろしくをお願いします。

浄化センター場長 それでは、3目の処理場建設費でございます。4,490万円減額しまして4億2,100万円とするものでございまして、委託料の4,490万円減ということで、これにつきましては、塩尻市浄化センターの改築工事の委託料、これは事業団へ委託しているものでございますけれども、先ほどから申しておりますとおり、国の社会資本の整備の総合交付金の減額に伴う補正でございます。建設工事1,500万円、汚泥処理設備400万円、電気設備300万円、水処理設備2,290万円それぞれ減額するものでございます。以上です。

建設維持課長 3項の開発費をお願いします。先ほど上水道事業のところでも御説明したとおり、上下水道料金システム開発費の下水道事業会計分の負担でありますのでよろしくをお願いします。以上で説明を終わります。

委員長 質疑を行います。委員より御質問はありますか。

よろしいですか。議案に対する討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第19号平成23年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第19号平成23年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり認めることに決しました。全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第20号 平成23年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)

委員長 議案第20号平成23年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。説明を求めます。

経営管理課長 それでは、議案第20号平成23年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)をお開きください。1ページになります。収益的収入及び支出でございます。主な内容は、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の減額でございます。支出のうち農業集落排水事業費用27万4,000円を減額し、3億1,778万3,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。塩尻市農業集落排水事業予定損益計算書になります。こちらにつきましては、下段でございます、3,107万1,000円となっているものでございます。

7、8ページをお開きください。塩尻市農業集落排水事業予定貸借対照表でございます。資産合計が8億6,829万8,000円となっております。8ページをごらんいただきたいと思います。負債資本合計、同じく8億6,829万8,000円となっております。資本合計と同額でありますので、バランスが取れているものでございます。

9ページでございますが、人件費ということで説明を省略させていただきたいと思います。以上、よろしく御審議願いたいと思います。

委員長 質疑を行います。委員より御質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

異議なしと認め、議案第20号塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第20号平成23年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で議案審査を終わります。続きまして陳情の審査を行います。

陳情12月第3号 耐震診断・耐震改修に関する陳情

委員長 当委員会へ回付された陳情は1件であります。陳情は、平成23年12月第3号耐震診断・耐震改修に関する陳情について審査をいたします。事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 委員より質問、御意見がありますか。

中村努委員 陳情要旨の下から10行目くらいですかね、つきましては、というところから、ちょっと行政のほうにお聞きをしたいんですが、耐震改修促進法第6条に規定される特定建築物の耐震診断と耐震改修って書いてありますが、本市に当てはまるようなものはどこにありますでしょうか、わかったら。

建築指導係長 耐震改修促進法第6条に特定建築物が記載されているんですけども、主に学校とか、記載されていますのはかなり大きめの規模の建物を特定建築物ということになっています。そのほかに、この間9月議会でもありましたけれども、緊急輸送道路沿いの、またこれもある一定の規模以上の建物が耐震改修促進法第6条の中の該当される建物というふうなことで位置づけされていて、市内にも当然大きな規模の建物は数多くありますので、特定建築物についてはありますし、緊急輸送道路の関係の該当する建物についても、この9月2日の定期的に県から件数等を報告を求められているんですけども、緊急輸送道路については13件ということで、この9月だか10月に該当するものがあるということで報告させていただいています。

中村努委員 今、特定建築物で耐震診断・耐震改修をしなきゃいけない建物が市内にあるということですので、私は採択でいいと思います。

委員長 ほかの委員さん、どうですか。塩原委員、どうですか。

塩原政治委員 自分もいいんじゃないかと思います。

中原輝明委員 いいです。

青木博文委員 いいです。

横沢英一委員 私もいいです。

副委員長 私も。

委員長 それでは、各委員がいずれも採択ということでございますので、平成23年12月第3号の陳情につきまして、採択ということに決しました。

なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任を願いたい、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。それではこれで陳情の審査を終わります。継続審査をお願いします。

閉会中の継続審査の申し出

経済事業部長 経済事業部、建設事業部及び水道事業部にかかわります件で、議会閉会中にですね、継続して審査をする必要が生じた場合には継続審査をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 理事者からあいさつがあれば、お願いいたします。

理事者あいさつ

副市長 お礼を申し上げたいと存じます。大変お忙しい中、慎重に御審査をいただきましてありがとうございました。提出をいたしました内容につきましては原案どおりお認めいただきました。なお、御審査の中でいただいた御意見、御要望に対しましては、私どもできる限り今後の行政の中で生かしてまいりたいというふうに思っておりますし、また改善できる点につきましては、新年度予算の編成の中で改善を積極的にしてまいりたいというふうに考えております。本日はどうもありがとうございました。

委員長 失礼しました。ただいまの継続審査につきまして申し出がありました、これについて御異議はあり

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上をもちまして、12月定例会経済建設委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午後2時13分 閉会

平成23年12月15日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

経済建設委員会委員長 永井 泰仁 印